

はじめに

多くの家庭動物が独居者の伴りよや家族の一員として飼育されていたり、盲導犬や介助犬などが障害者の自立促進や動物介在療法に活用されるなど、人の生活の中で重要な役割を果たすようになってきていますが、一方で動物に関する十分な知識もなく、安易な気持ちで動物を飼育している飼い主が存在し、その結果、人に対して危害や迷惑を掛けたり、近隣とのトラブルを発生させるなど数多くの問題を引き起こしています。さらには飼育の途中放棄や虐待、遺棄といった動物愛護面での問題も発生しています。

これらの問題を解決するには、飼い主が「動物の所有者としての自覚を持って適正に飼育する」という社会的責任を認識することが重要であり、平成12年12月に改正施行された「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）」では、動物の所有者又は占有者の責務規定が強化されました。

また、動物の飼い主自らがこの責務を自覚して、動物の愛護や人に迷惑をかけない適正な飼育を行っていくためには、動物の専門家等による指導・助言などが受けられるサポート体制を地域レベルで築き上げていくことも必要とされています。

この意味から、動物愛護管理法第21条に「動物愛護推進員制度」が、また同推進員の委嘱の推進や活動を支援するため、同法第22条に「協議会制度」が新たに規定されました。

動物愛護推進員となるため、又は活動を行うに当たって必要となる事項は、次のようなものがあります。

- 1) 動物愛護管理法その他の関連法令に関する知識を有すること
- 2) 動物の愛護や適正飼養等の知識を有すること
- 3) 犬、ねこ等がみだりに繁殖することを防止するための知識等を有すること
- 4) ボランティア活動についての知識を有し、実践できること
- 5) 推進員活動に必要な接遇等の知識を有すること

このうち、1)から3)の事項については、各種の参考書やマニュアルが数多く出版されていることから、本マニュアルにおいては、ボランティア活動と接遇に関する事項を中心としてまとめ、動物の適正飼養等に関する事項については必要最小限の記述に留めてあります。

また、後半に動物愛護推進員の活動事例や動物愛護推進員からのQ & Aを参考までに付記しておりますので、推進員の委嘱時や研修時にお役立てください。

なお、動物愛護推進員による動物愛護の啓発、飼い主に対する適正飼育の指導・助言活動の際にも活用していただければ幸いです。

【動物の愛護及び管理に関する法律抜粋】

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

I. 動物愛護推進員の概要

1. 動物愛護推進員の趣旨・目的

動物の愛護管理に関する取組については、住民の方々の意識や要望、活動している専門家や団体の状況、取り組んでいかなければならない課題などが地域によって異なっており、さらには都道府県等が行う対応も異なっていますので、全ての地域で同じ方法で行なうのではなく、その地域の実態に見合った方法で行っていくことが必要です。また、都道府県等の行政だけが単独で動物の愛護と適正飼育に関する取組を行うのではなく、その地域の実態を十分理解し、地域に根付いた活動を行っている（又は行うことが可能な）個人や団体の力を借り、行政が立ち入ることができない活動を含めて住民活動として広げていくことが重要です。この地域に根付いた住民活動の中心的な役割を果たす者が動物愛護推進員であり、同推進員の活動を支援する団体が協議会です。

このことは、動物保護審議会の専門委員会として設置された「動物愛護推進員・協議会活動等専門委員会」が作成した報告書に「動物愛護推進員や協議会の活動は、都道府県等が進めてきた愛護と適正飼養のための取組を民間の有識者や団体に移譲するものではなく、それらの力を借り補い合う有機的な連携により充実を図り、地域に根付いた形で、また行政を超えた形で広がっていくことを意図している。」と記載されていることから明らかとなっています。

2. 動物愛護推進員の活動内容

動物愛護推進員の活動内容は、動物愛護管理法第21条第2項で規定されています。

【動物の愛護及び管理に関する法律抜粋】

(動物愛護推進員)

第21条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策

に必要な協力をする事。

(2)及び(3)については、「その求めに応じて」と規定されていますので、相手方の求めがあることを前提として助言、支援などを行うことができると限定されていますが、(1)及び(4)については、規定上そのような限定はありません。

しかし、前述した専門委員会報告書には、「立入検査や勧告等の行政権限付与は当然ありえないものである。」とも記載されていますので、(1)の活動はボランティア活動が基本であり、都道府県等が行う権限行使は想定されていません。なお、当然のことですが、(2)から(4)の活動についてもボランティアが基本となることはいうまでもありません。

(1)に関連する活動の具体例として、飼い主から適正飼育に関する相談を受けることなどがありますが、動物愛護推進員が積極的な飼い方指導に踏み込むことによって、住民間のトラブル解消の仲裁に引き込まれるなど、ボランティア活動では対応できない事例に遭遇することもあります。このため、適正飼育相談を活動として行おうとする場合には、民事の争いに引き込まれないような注意が必要であり、対応ができない事例が発生した場合に備えて、都道府県等との連携ができる体制を確保しておくことが必要となります。

また、動物愛護推進員は、都道府県知事等から委嘱を受けるため、都道府県等が進めている施策に反するような活動は基本的にはできないこととなります。

動物愛護推進員活動の具体例としては、概ね次のようなものが挙げられます。

1) 個人活動（グループでの活動も含む）

① 動物の愛護と適正な飼養の重要性についての普及・啓発に関する活動

- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及・啓発活動
- ・動物との適切なふれあいを広げる活動
- ・動物の飼い主等から適正な飼養に関する相談を受ける活動

② 繁殖制限対策に関する活動

- ・地域住民や動物の飼い主に対して、繁殖制限対策の必要性についての普及・啓発
- ・飼い主からの求めに応じて、繁殖制限対策に関する情報提供・指導

③ 終生飼養と譲渡に関する活動

- ・地域住民や動物の飼い主に対して、終生飼養の必要性についての普及・啓発
- ・飼い主からの求めに応じて、犬、ねこの譲渡に対する支援や情報提供

2) 国や都道府県等が実施する施策への協力

① 動物の適正飼養普及啓発事業

② 学校や老人施設等での動物とのふれあい事業

③ 引取動物等の譲渡推進事業

④ 犬、ねこの不妊去勢推進事業

- ⑤ 人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発事業
- ⑥ 動物の所有者確認のための標識等検討普及事業

3. 行政（動物愛護担当職員）との連携

動物愛護推進員制度の基本は、都道府県等が進めている動物愛護管理に関する取組を推進員と有機的な連携によって充実を図っていくことであり、都道府県等の動物愛護管理担当職員と推進員の連携がこの制度の重要なポイントとなっています。

そのため、動物愛護推進員は、常日頃からこの動物愛護管理担当職員と密接な連携を維持しておかなければなりません。

動物愛護管理担当職員との連携の例は、次のようなものが考えられます。

1) 活動に関する事前協議

動物愛護推進員活動は、都道府県等の施策に添った形や地域特性に応じた形で計画し、実践していく必要があることや、動物愛護管理担当職員からの要請や指示によって行うものが多いことが考えられます。このため、同担当職員と事前に協議を行い、了解の得られた活動を行うようにする必要があります。

2) 連絡体制の整備

動物愛護管理担当職員からの指示が十分でなかったり、動物愛護推進員の知識・経験が不足していたために発生するトラブルに巻き込まれたり、同推進員だけでは解決できない事例が発生したときには、同担当職員にすぐに連絡し、相談や応援を求められるような体制が整えられていることが必要です。

3) 意見交換の場の設定

動物愛護推進員同士や動物愛護管理担当職員との意思疎通を図るため、活動報告会などの場を利用して、推進員同士の意見交換、活動報告、活動内容の検討を行うことは重要ですが、さらにそのような場を利用して、動物愛護管理担当職員からのアドバイスや情報の提供を受けたり、意見交換を行うなどして、常日頃から行政との連携を密にしておくことも必要です。

なお、後で概要を説明する協議会については全ての都道府県等で設置されているとは限りませんが、設置されている場合は、動物愛護推進員は、行政との連携だけでなく協議会との連携もしておく必要があります。

II. 協議会の概要

1. 協議会の趣旨・役割

動物愛護管理法第22条では、動物愛護推進員の委嘱推進や活動に対する支援等に関して必要な協議を行うための協議会を組織することができることになっています。

【動物の愛護及び管理に関する法律抜粋】

(協議会)

第22条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

具体的な活動については後で説明しますが、都道府県等が動物愛護推進員を委嘱する際の候補者推薦や、都道府県等が行う委嘱事務への協力、推進員が地域に根ざした活動をする場合の支援や都道府県等の動物愛護管理担当職員とのパイプ役を果たす団体が協議会ということになります。

協議会を構成する団体については、①都道府県等、②動物愛護を目的とする公益法人、③獣医師の団体、④その他の動物愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等とされていますが、都道府県等が協議会を組織する場合には、その協議会が果たす役割や実施活動等を検討した上で協議会活動に必要な構成団体を決めていくと考えられますので、前述した団体だけでなく、都道府県等教育委員会、市町村、自治会、婦人会等も構成団体として参加することも可能です。

2. 活動内容

1) 動物愛護推進員の委嘱の推進

動物愛護管理の普及啓発を行なっている団体の多くは、それぞれの団体に属している会員の資質や活動実績を把握しており、これらの団体が動物愛護推進員の推薦母体になることは、会員の中で推進員にふさわしい人材を推薦できるというメリットがあります。

また、会員の多くが既に活動実績があることから、動物愛護推進員としての活動にもスムーズに入っていけるというメリットもあり、推進員の委嘱の推進が図れることとなります。一方で、推進員としての活動と所属する団体会員としての活動の区別がつきにくくなり、住民とのトラブルの原因ともなりかねないという問題を抱える可能性があるため、協

議会を構成する団体が推進員を推薦する場合は、会員に対して動物愛護推進員の設置趣旨や活動範囲などを十分説明しておく必要があります。

なお、都道府県等によっては、協議会を組織していないところや動物愛護推進員を公募しているところがありますので、各都道府県等での委嘱の方法をあらかじめ調べておくことが必要です。

2) 動物愛護推進員の活動に対する支援

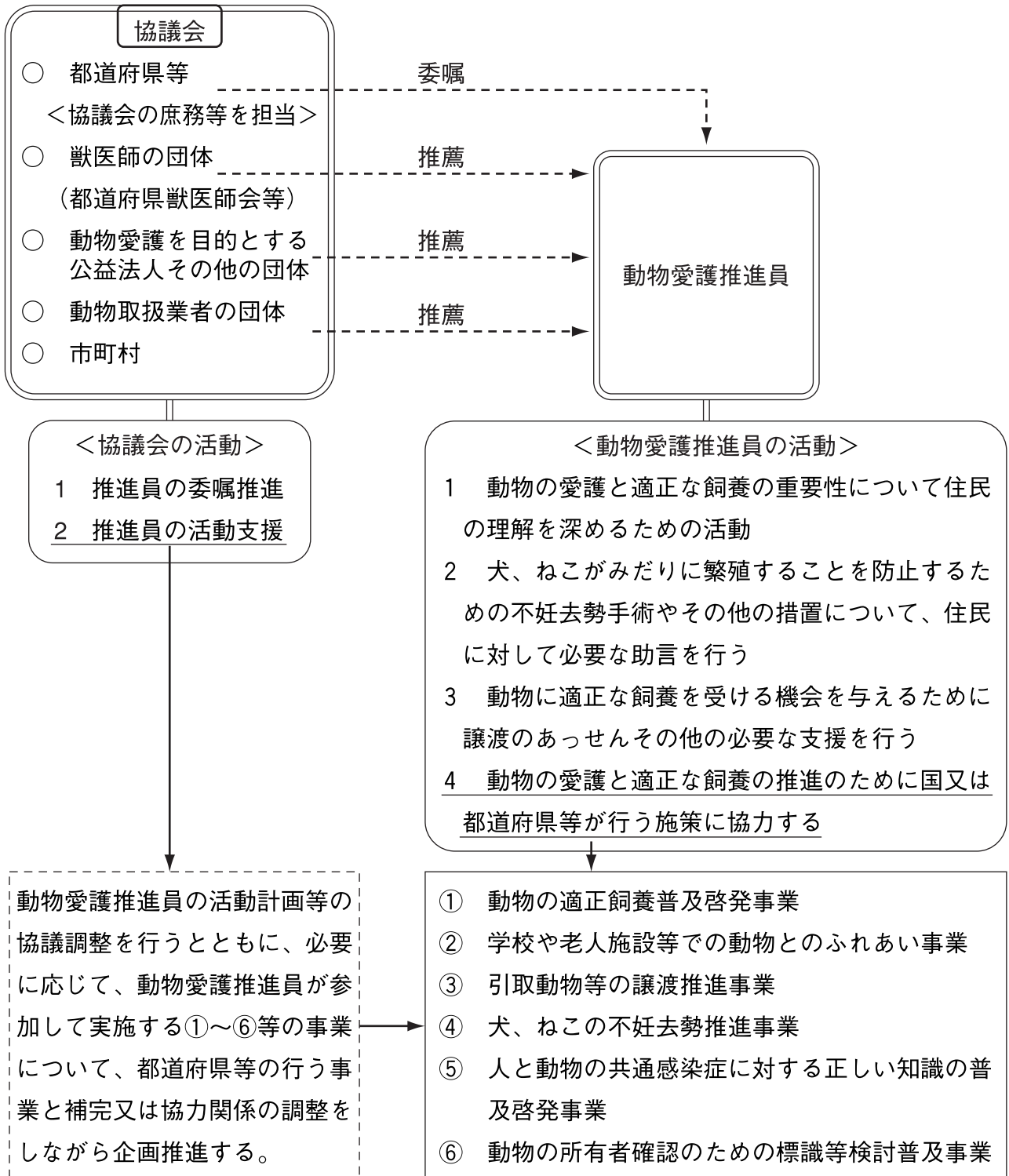
協議会の活動のメインとなるのは、動物愛護推進員の活動を支援することですが、具体的には、次のような活動が考えられます。

- ① 動物愛護推進員の活動内容の検討や活動計画の協議・調整
- ② 動物愛護推進員の資質向上や、必要な情報提供を行うための講習会又は研修会の開催
- ③ 動物愛護推進員が参加し、活躍できる各種事業の実施 等

また、上記のような活動のほか、動物愛護推進員が活動を行っている際に生じた疑問や問題についての指導・助言も重要な活動です。また、協議会が動物愛護推進員の意見交換の場となる活動報告会等の運営を行っている場合もあります。

動物愛護推進員と協議会の関係を例示すると次のようになります。

動物愛護推進員と協議会の関係図（例示）



Ⅲ. ボランティア活動の心構え

1. ボランティアとは

ボランティア活動とは、広辞苑によると、志願する、奉仕する、篤志することによって、自ら進んで社会活動などに参加することと書いてあります。したがって、上司から命ぜられて従事するものであってはならないのです。

更に、ボランティアの語源を調べてみると、ラテン語のボランタス・ウオルンタスから来ていることが分かります。すなわち自由意志で参加して、人のためになって、自分も良い体験をする活動が求められることなのです。

これらのことから、ボランティア活動に従事するとき特に考えるべき事項は次のとおりです。

- 自由意志で参加すること
自分にあったものを選んで楽しみながら活動すること
- 報酬を求めないこと
奉仕活動として参加すること
- 利益追求の業務でないこと
- 自分の再発見を促すものであること

これらの活動でボランティアが守らなければならない事項は、次のことがあげられます。

1) 無理のない活動

ボランティア活動は、自分にあった活動であって、活動を通して相手から喜ばれたときに満足感、充実感、自分の成長感など、自分にプラスになることがたくさんあるものです。一方、過重労働のための疲労、曲がってしまった人間関係、求められる過重な仕事量などによって自分自身を見失ってしまうこともあります。

2) 約束を守る活動

ボランティア活動の中にも必ず約束事項はあります。また、約束の相手は、個人、社会、団体など様々です。

団体活動が順調に進み成果が得られてくると、いろいろの約束が更に大きくなって自分を見失ってしまうこともあります。このようなときは、原点に戻って「楽しみながらの活動」であるかどうか考え直してみる必要があります。オーバーワークになってしまって、約束が守れないことがあったら、ボランティア活動から外してもらう勇気も必要です。



3) 責任を持つ活動

ボランティア活動は、自分の技能を活かせる活動だけでなく、技能を活かせないでただ毎日が雑事に従事することもあります。

例えば、活動当初は、救助物資の運搬、引越しの手伝い、ガレキの除去など、労働が中心の場合が多いことも考えられます。しかし、時間が経過するにしたがって、技能を発揮できる活動が始まり、満足感、充実感が芽生えてくるときもあるのです。

4) 仲間と仲良く楽しい活動

ボランティア活動は、同じ目的を持った人の集団の活動ですから、人との出会いの場が大変多くなります。人との関わり方がうまくいったときは、活動が想像以上にはかどり、多くの人たちから感謝の言葉がかえってきます。そして、多くの情報が集まり、活動が思わぬ効果を発揮することもまれなことではないのです。このように活動が順調に進むときでも心掛けておかなければならないことは、健康に留意して快適な仲間関係を持続することです。更に十分な睡眠、決められた休息、自分の分担の明確化、進行状況のチェックと反省、及び各種事態を想定した事前の訓練などが大切です。

5) プライバシーを守る活動

障害を持つ人の介護、団体の一員としての活動、関係機関との連絡調整など、情報を知る機会が多いものです。これらの知り得た情報は、自分の心の中にとどめておかなければならないもの、組織の責任者に伝えて指示・アドバイスを受けなければならないものに分けられますが、共通の情報とプライバシーに関することは、日頃から責任ある立場の人に聞く習慣をつけておく必要があります。

6) ボランティア活動の限界を認識

ボランティア活動は、個人で行う場合と、組織に入って行う場合に分けることができます。どちらの活動がしやすいか一概に言うことはできませんが、ボランティア活動を依頼する側と受ける側の信頼性や、活動中に事故が発生したときの対応などを考えると、個人活動には限界があります。

ボランティア活動も、以前とは違って、助け合い精神、社会貢献、人間らしさの回復、イメージアップにより「ボランティア休暇」「支援活動」も活発に行われるようになって、活動がしやすくなってきています。困ったときには、上司、先輩、親しい友人に相談して自分の気づかなかった新しい視点からの助言を仰ぐことによって道が開けてくるものです。

予算や機材、人員がないから何もできないという最初からあきらめの活動では、成果は得られないでしょう。黙々としたひたむきな努力が、人の心をつかむことができ、多くの成果を得られるのです。

2. ボランティア活動

1) 家族や周囲の人の理解

社会の一部の人の中には、ボランティア活動を行う者を、「変わり者」「偽善者」という考え方を持っている人もいるということを認識しておかなければなりません。そのような考え方をしている人が家族や周囲の人の中にいるときは、時間をかけてよく説明して理解を得てから活動を始める必要があります。良く理解されるまでは、焦らず、一步一步階段を登ることが本当の活動を支えることになるのです。

社会一般の人たちも、考え方を变えて、もっと気軽に、自由なもので、困っているときにお互いが助け合う活動であることを理解する努力も必要なことなのです。

2) 充実感のある活動

ボランティア活動は、まったく経験したことがない人でも自分に合った活動を見出すことができるものです。特に、動物愛護推進員の人たちは、自分の能力・知識に基づいた活動に従事することが多いので、比較的短時間のうちに溶け込むことができるものです。活動を通して、多くの仲間を知ることができ、自分を再発見できるチャンスでもあるのです。

同推進員の人たちが持っている技能・知識のほかに、さまざまな専門知識を必要とされることもあるでしょうが、活動しながら学んでいくことは十分可能でしょう。パソコン技能、取りまとめ、広報、企画などの能力が求められるかもしれませんが、少しずつ必要に応じて対応することによって、自分の変わった一面を再発見をすることもあります。

活動する人たちの中には、自分の仕事を持っていて仕事の合間に活動する人もあることでしょう。時間の合間に、土・日曜日に限っての活動をする人もあることでしょう。「限られた時間では迷惑になるのではないか」と考えるのではなく、「短い時間でも必要とする人がいるかもしれない」と前向きに考えて、地域のボランティア・コーディネーターや活動している人に直接相談してみることを勧めます。

短い時間の活動が、毎日従事している人の休暇に当てられたり、持っている潜在能力を現場では必要としているなどにより重宝がられることもあるのです。

3) 活動上の秘密を守る責任〈守秘義務〉

活動上の秘密を守ることは、社会的な活動を行う人の義務であり責務でもあります。秘密が守られないために大きな損失を被る事案が発生してしまうこともあるのです。このため、企業・公務員などでは、秘密を漏洩したものには厳しい罰則が課せられているのです。

4) イベント時の心得

イベントに参加する時は、準備の段階からスタッフとして参加する場合と、突発的に参加を要請される場合に分けることができます。最初から準備に参加している人は、全体的な流れをあらかじめ把握しての参加になりますが、突発的な参加のときは、全く何も知らない場合もあります。

いずれにしても、イベントに参加する一般の人は、スタッフは全てを把握しているものとして尋ねてきます。

尋ねられることは、小さな雑用から専門的知識を必要とすることまで、多岐・多様に分けることができるでしょう。参加者の立場に立った思いやり・いたわりの対応がイベントの成功につながります。

イベント時の心得の基本は、次のように分けることができます。

① 自分の分担の明確化

専門外のことや知らないことを尋ねられたときは、専門家を紹介するか断るようになる。

② 平等性

順番を待っているときなど、順番が狂ったりすると不愉快な思いをするもの。平等性は必ず守るように心がける。

③ 弱者への心づかい

子供や高齢者が大きな声で話しかけないですむようにしたり、話すことが聞きやすくするため、近くに寄り目線の高さが同じになるよう腰を低くすることを心掛ける。

④ 優しい言葉遣い

イベントに参加する一般の人たちには、優しい言葉で話しかけるように心掛ける。(接遇マニュアルの節を参照)

⑤ 事前の打ち合わせと訓練

イベントの成功には、事前の打ち合わせとりハーサル等の訓練が重要である。

また、突発的に参加を要請されたときなどは、定刻よりも早く会場について、責任者の人、同僚などから全体的な流れを聞いておくことが必要である。

⑥ その他

イベントのスタッフは、自分が所属する部署の仕事に集中しがちであるが、事前に本部、トイレ、自動販売機の設置場所なども調べておくことも必要である。

5) 活動の点検・記録

活動の点検・記録は、活動の反省、計画の立案などに欠くことのできないものですから、可能な限り明細に順序よく点検・記録を残すことが大切です。

ややもすると、記録しておくことは、活動の忙しさ、疲労などによっておろそかになりがちなものですが、最低限次のことは記録して保存することが必要です。記録に基づいて支障が出てしまったときは、早い機会に話し合い活動の総点検を行って、継続、中止、縮小、代替案などを明らかにしていくことが重要です。小さなことの積み重ねが、活動をスムーズに進め、関係者からの信用・仲間の信頼関係を高めることにつながっていくことになるのです。

- ① 関係機関の一覧
必要な都度、追加、修正、ときによっては削除をします。
- ② 作業内容
進行状況、従事した人の名前などを記載しておくとう便利です。
- ③ 関係機関からの問い合わせの内容と回答したことの記録
活動が忙しい中では、記憶しておくことは難しいことから、要点だけを箇条書きに整理する習慣を養っておくことが大切です。
- ④ 資材の確保
過不足などを整理しておきます。
- ⑤ 仲間の健康管理
毎日の確認が必要です。
- ⑥ 協議事項
ここでも要点だけを箇条書きにする習慣をつけることが大切です。
- ⑦ その他
活動に必要なものを点検して、その都度記載しておく習慣をつけましょう。

IV. 接遇

1. 有効な活動のために

1) 身だしなみについて

人は外見ではなく、重要なのは中身であるということは、よくいわれることです。確かに正論であり、第一印象は悪かったが結局生涯の親友になったという話を聞くことがあります。しかし、長い時間をかけて相手の長所短所を理解し人間関係を築く場合と違い、一定の目的のために短時間だけ会話する場合、第一印象がその会話の印象そのものを左右してしまいかねません。また、どのような感じの人に対してどのような印象を抱くかということには個人差があり、結局、一般常識の範囲内で「無難」な、好感度の高い装いであることが大切だということになります。

以下、具体的に見ていきましょう。

第1に、「清潔感」です。今は「個性の時代」といわれ、基本的にはどのような装いをするかは個人の自由ではありますが、行政の委嘱を受け、行政の意向に沿って活動をする動物愛護推進員としてなにかの席に臨む場合は、やはり、その状況に相応しい装いを選択するよう心がけ、はで過ぎない色彩を選び、衣類にアイロンをかけることや、靴の泥を落としておくなど、些細なことにも気配りをしてください。

第2に、「真面目に見える」ことも重要です。動物愛護推進員として、知識も経験も豊富であり、誠実な活動をしていても、そのようには見えない服装が際立っていると、相手は「このような人で大丈夫だろうか。」と思いながら話をするので、誠意の半分も相手に届かないかもしれないのです。

第3に、「状況に即した服装」を心がけることも大切です。動物愛護推進員は、動物に関わる場に参加することが多いので、その場合は、清潔なTシャツとGパンで十分ですが、会議に臨む場合は、会議にふさわしい服装を心掛けましょう。

また、「動物愛護などと言っているのに…」といわれ不毛な討論に巻き込まれないために、できれば、毛皮のコート及びそれに類するアクセサリは、動物愛護に関する席に臨む場合は身に付けないことをお勧めします。毛皮反対の動物愛護運動はヨーロッパやアメリカでは強い勢力を持っています。

いずれにせよ、個性を主張するのは、私生活の場でできることです。

動物愛護推進員は、動物に関する知識があるのは当然ですが、動物に関する知識があればそれでよいというものではありません。その知識や誠意が最大限に活かされるように、それなりの気配りや演出が必要なのです。

2) 態度・表情について

動物は、「言葉」は話せなくても、ボディランゲージなどのその種独特の意思の伝達方

法を持っています。「言葉」という便利なものを手に入れた人間の方がむしろ、嘘をついたり誤解が生じたりして、正確な意思伝達が困難になっています。

しかし、人間も動物です。どのようにごまかしても取り繕っても「目は口ほどにものを言い」のたとえのように、本心はからだ全体で既に表明してしまっている場合が少なくありません。

思春期に、親にしかられて「あやまりなさい。」といわれ、しぶしぶ「ごめんなさい。」と言って、「何だ、その態度は。」と更に怒られた経験はだれにもあるはずです。

友人からだと思われて「は～い。」と気軽に出了た電話の向こうから上司の声が聞こえてきて、思わず立ち上がり、電話なのにお辞儀ばかりしてしまうという経験もあるかもしれません。

このように、話している言葉と本心が違う場合やとっさの場合、「ボディールランゲージ」では本心を表してしまうのが一般的な人間というものなのです。

動物に関する知識の低い人を軽べつしたり、考えの違う人に怒りを感じるようなことがあると、口では柔らかい対応をしているつもりでも、「なんとなく嫌な感じ」という印象で本心が相手に届いてしまうので、注意してください。

動物愛護推進員は、動物に関する知識で地域社会に貢献しようとしている善意のボランティアです。しかし、善意というのは、ただそれだけでは役に立ちません。確かな知識と、自己を律しルールを守る意志と、心から相手のためを思う善意がそろって初めて、その活動が成果を上げるのです。

2. 言葉遣いに気をつける

1) 丁寧な日本語

日本語は非常に複雑で、だからこそ美しい言葉です。しかし、言葉は生き物で、時代の変遷と共に変化するものであるということを考慮しても、最近では、言葉が乱れていると感じられることもあります。

さらに、現代では、社会通念上性差がなくなってきており、言葉遣いでも「男言葉」と「女言葉」の差が著しく減少してきました。しかし、やはり、知的で美しい言葉遣いや、ひんしゅくを買いがちな言葉というのは依然として区別されていることを考慮し、「親しみを込める」ということと「言葉遣いが乱暴になる」ということは決して同じことではないということに注意して話をしてください。

また、よく使われる「取り敢えずのあいさつ」として、「どうも」がありますが、できるだけ、「どうも」の後まで丁寧に言う習慣をつけたいものです。美しい言葉には美しい体の角度や表情がおのずと備わるものであり、乱暴な言葉には同程度に乱暴な態度が付いてくるからです。「どうも」だけよりも、「どうもありがとうございます」という時のほうが、人間は必ず丁寧なお辞儀をするはずですが、ささいな違いのようですが、「ボディールランゲージ」

があたえる「印象」という効果には大きな違いが生じるのです。

友人同士のラフな会話ならいざ知らず、「丁寧な日本語で行儀良く会話せよ」などといわれると、ぎこちなくなり思うように話ができない、という意見もあるでしょう。しかし、「有効な活動のために」で述べたような「心から相手のために思う善意」があり、「正しい丁寧な日本語で親切に説明しよう」という気持ちがあれば、あがってぎこちなくなるというようなことは慣れが解決してくれるはずです。付け焼刃は通用しません。いつでも、だれに聴かれても恥ずかしくない日本語で会話する習慣をつけることが大切です。「～です。」や「～ます。」まできっちりと話すように心がけてください。

また、動物を愛護する余り、時に言葉が挑戦的になったり、過激になったりすることがあるかもしれませんが、動物を愛する気持ちを相手に伝えたいなら、威圧的ではない穏やかな会話ができるようにするべきです。動物愛護推進員は、人と人との間に立って活動をするのですから、「丁寧な日本語を使う」ことに加えて、相手の思いをよく理解し、動物に対する以上に人に対する思いやりをもって微妙な内容を正確に伝達できるように努力してください。

2) あいさつ

「あいさつ」というのは、相手に敬意を表し生活の様々な場面に区切りをつける「儀式」のようなものです。しかし、イベントの準備中や人の出入りが多い時など、つい「あいさつ」を省いてしまい、相手の存在に気付いて遠くから頭だけ下げたという経験や、目が合った時に「あいさつ」をしようと考えているうちに、機を逸したという経験は、誰にでもありそうです。

しかし、相手がすでにあなたの存在に気付いていており、「案内礼儀知らずだ。」と思っていた、という場合も考えられます。

「あいさつ」の効果を考えると、少し手を止めて歩み寄り、場面に即した、心をこめた「あいさつ」をすることをお勧めします。そのために失った数分の時間の値打ちをはるかに越えたものが「あいさつ」を通じて交わされるのです。

もしもその時、帽子や手ぬぐいをしていたら、あいさつの前に取るのが礼儀です。身だしなみや態度もまた「あいさつ」の一部なのです。

3. コミュニケーションの上手な取り方

1) 好印象を与え、実りある会話

今までに述べたのは、まず大切なのは「確かな知識」と、「自己を律しルールを守る意志」と、「心から相手を思う善意」であり、それを最大限に発揮するためには、身だしなみや礼儀正しい態度・表情、そしてそれを補う丁寧な言葉遣いなどが必要だということでした。

しかし、それだけで十分とはいえない場合があります。

信頼される動物愛護推進員の上手な接遇について、ここではもう少し具体的な話をしたいと思います。

動物愛護推進員にもいろいろな活動がありますが、ここでは、「飼養相談」を例にとって説明します。

窓口を訪れる相談者のうちのかなり多くが、実は話を聞いてもらいたいという欲求がたまっているだけ、というのはよくあることです。

彼らの話は、堂々巡りするのが特徴であり、話の要点を整理し質問を明確にするということができない上に、自分は絶対的に善であると信じているので、それは限りなく「愚痴」に近い内容になります。そのような時の、相手を傷付けずにより方向に導くための有効な方法を紹介します。

まず、時間の制限をさりげなく伝えた上で、笑顔で話を聞きます。話の展開によっては、笑顔より深刻な顔の方が良い場合もあるので、その都度使い分けます。そして、体をやや相手のほうに傾けて話を聞きます。これは、「あなたの話を一生懸命聞いていますよ。」という意味のボディランゲージです。イスの背もたれに体重をかけ腕を組む、あるいは脚を組むなどという態度は、尊大で相手を見下しているメッセージになりますから、疲れていても我慢すべきです。

数分話を聞いて、ころ合いを見て、「では、お話を整理しましょう。」と言ってメモを取ります。紙の上で、何がどうであり何をどうしたいのか整理しながら対応します。これは後で清書して、プライバシーの保護に考慮しながら整理します。動物愛護推進員にとっては活動の記録であり、行政にとっては資料となります。

また、このような相談者の場合、「そうですね。」は禁句です。「そうですか。」「なるほどね。」「それはそれは…。」などを使い話を進めます。後になって「動物愛護推進員の方が、そうだって言いました。」と言われなためです。

相手を誉めることも大変重要です。個別の話で誉めると拡大解釈される恐れがあるので、漫然と相手の人柄や意欲を誉めます。「がんばっていらっしゃるのですね。」「あなたならきっとできますよ。」「気持ちを切り替えたら、あなたならきっと解決するエネルギーをお持ちですよ。」などです。

最後に、話の落とし所として、いくつかの解決策のメニューを提示し、終了の合図とします。たいていの場合、納得した表情で帰ってくださるようです。

もちろん、このような相談者ばかりではなく、本当に切実な問題に対する解決策を求めて相談窓口へ来る場合もありますが、紙の上で内容を確認し、整理しながら相談に乗るという基本は同じです。そのような相談者に対して、とりあえずという感じで「では、がんばってください。」というのは最も不親切ですから、具体的なメニュー作りのお手伝いをするように心がけてください。

いずれにせよ、相談内容が、あまり得意でない問題の場合、「申し訳ありません。私はその問題については専門外なので、分かる者に替わります。」とって他の人に代わってもらうか、代わり的人がいない場合、「申し訳ありません。私はその問題については専門外なので、詳しい者に尋ねて、後日回答をお送りさせていただいて良いでしょうか。」とってください。相談というものは、受けた者が最後まで責任を持って対応することが大切であり、分からないからといって、その場で複数の仲間を呼んでいろいろな意見や指導をするのは最も避けたいことです。

また、相談内容が「人間関係のトラブル」を含んでいると、相談者の口からトラブル相手について「感じの悪い人」「すごく身勝手な奴」「とてもうそつきな人」などという、極めて感情的で主観的な批判の言葉が繰り返し使われることがあります。その場合、その言葉が使われる度にさりげなく、「気が合わないタイプなのですね。」「考え方のだいぶ違う方なのですね。」「関係の悪化が長く続いているということですよ。」と軌道修正を促し、感情論から具体的解決の糸口探しへと誘導しながら会話を進めます。「あなたの態度は良くありません。」などという指摘は決してしないことが大切です。

相談者は、動物愛護推進員のこのような誠実でありながら理性的である態度を理解すると、「このような言葉遣いをしていると、自分のほうが変だと思われてしまう。」と早い時点で気が付くものなのです。そして、整理して話をしようと思いはじめます。人間関係のトラブルは「皆で少しずつ我慢する。」が基本であり、相談者を時々誉めながらその相手に対する理解も引き出し、具体的解決策に向けて冷静な検討を進めます。そして、こちらからの提案ではなく、相談者自らが答を見つけられるように道を作るのが最も良い対応です。

動物愛護推進員の仕事は、トラブルの勝者を決めることではありません。悪者を摘発することでもありません。あくまでも法律に則り、関係者の誰もが傷付くことなく、ましてや動物たちが人のトラブルの犠牲になることなどなく、そのトラブルを解決するための道を探すお手伝いをすることです。

2) 専門用語について

知識を共有している者同士の会議や会話なら、専門用語や略語などを使うのは当たり前のことです。しかし、動物に関する法律があることさえ知らない人に「動愛法」などと言っても理解できない場合が多いのです。同じように、「動物相談センター」を「動相」、「家畜伝染病予防法」を「家伝法」と言うのも、動物愛護推進員として一般飼養者と会話をする場合は、控えるのが親切です。

また、「人と動物の共通感染症」ならだれにでも理解できるのですから、「ズーノーシス」と言うのは避けたいものです。「ねこにもねこ同士だけで移るエイズや白血病があるのですよ。」とえば分かりやすいですが、「FIV や FeLV」という表現では、相手はよく分からないかもしれないのです。

犬のしつけの勉強をして、専門用語を覚えた時、周りや一般飼養者に対してその専門用語をなにげなく使っているなら、これからは説明をする親切が必要でしょう。

知っているのが当然、という態度で使用された言葉の意味を、「分からないので説明してください。」とはなかなかいえないのが人間の心理です。専門用語をひんぱんに使用する人は、なにも知識がない立場から見ると、けっして優秀そうに見えるということはなく、高圧的で不愉快な印象を与える場合が多いので注意してください。

そして、動物愛護の仕事をしている人に対して悪い印象を持った場合、多く言われる言葉が「たかが動物なのに…」なのです。こうなってしまうと、その先よい活動はできません。だれにでも分かるやさしい言葉で、的確な説明ができるように日頃から心がけてください。

3) 生活全般を見られている

動物愛護推進員としてよい活動をしようと意欲に燃えていても、生活に大きな規制や犠牲を強いられるのを避けたいのは当然です。だれにでも、人の意見に左右されたくない私生活というものがあります。

しかし、ボランティアとはいえ公の立場である動物愛護推進員を、人は結構観察しているものです。

ここに、いくつかの例を紹介します。

① A氏は動物愛護家です。ある家の門前に犬のフンを放置した人を発見、上手に注意しました。その家の奥さんに感謝されて立ち話をした時、思わずタバコを吸い、話が終わって帰る時、「では…」といて、タバコを捨て、足でもみ消しました。

② B女は、犬のしつけに詳しいボランティアです。子供と出掛けた帰りの電車の中で、古い知り合いに会いました。犬のしつけについて質問されたので一生懸命説明している間中、彼女の子供は電車の中で鬼ごっこをして走り回っていました。

③ C氏は犬の適正飼養普及に努力しています。人の残り物を犬に食べさせている飼い主にスーパーの帰り道で会ったので、一緒に歩きながら犬の栄養学について説明しました。「適正飼養の基本は正しい食生活だ。」と犬への思いを熱く語る彼の持っているスーパーのレジ袋からは、カップラーメンと



清涼飲料水のペットボトルだけがいくつも見えていました。

④ D女は、飼い主のいないねこの愛護に奔走しています。命あるものに対する思いやりが大切だ、というのが彼女の口癖です。ある日、彼女の飼っているねこが獲ってきたスズメの死体を生ゴミ袋にポイと捨てたのが、偶然外側に貼りついて、近所の人から丸見えでした。

⑤ E女は、散歩のマナーについて普及しています。公園に出掛けて「ノーリードで散歩しないでください。鑑札や注射済票は犬の首輪に付けましょう。法律で決まっていますのですよ。」とにこやかに話しかける彼女は好感度抜群です。

ある日、いつものように公園で活動してから戻ってみると、路上駐車していた彼女の車はレッカー移動されていました。

⑥ ある動物愛護のイベントで、F氏は責任者でした。犬のしつけ教室の出演犬の到着が遅れているので、F氏は部下のG君に言いました。「ちょっと駐車場まで見に行ってください。」ちょうどその時、迷子の幼児について館内放送があり、G君が「あっ、その子見ました。階段上がって行きましたよ。僕見てきます。」と走り出そうとしたとたん、F氏は大声で怒鳴ったのです。「犬が大事だろうが、犬が。人間の子など放っておけ。」

これらはあくまでも例ですが、しかし、誰にでも起こりそうなことであり、反面教師として学ぶ点があると思ってください。

また、上記の例は、⑤以外は法律違反ではありません。しかし、法律やモラルに係る立場にいる動物愛護推進員は、常に誰かに見られているかも知れないということを意識して行動してください。推進員である以前に、人としての配慮や一般常識に欠けていると、その存在に説得力がないばかりかちょう笑を買う結果となりかねません。

4) 自分を守るために

地域によって多少の違いはあるようですが、基本的に、動物愛護推進員は無償のボランティアです。活動の諸雑費は自己負担の場合が多く、個人の価値観ではなく行政との連携というある種の「規制」の範囲内でしか活動はできません。個人の秘密を守らなければならないという意味では、その立場は公務員に限りなく近いのですが、公務員ではないので公務員としての権利の保障はありません。それでも推進員の委嘱を受けるという選択をしたのには、それなりの使命感や理想があったはずで



地域には、動物のことで困っている人や不幸な動物、あるいは住民として放置するに忍びない動物関連の諸問題が必ず存在し、活躍の場はたくさんありそうですが、現実がただそれだけの単純な構図になっているとは限らないのが現実です。

「(車にひかれて・川に落とされて) かわいそうなねこがいる。今すぐ助けに来て欲しい。」と言われ、夜遅くに飛び出して行き現場に到着してみると、かわいそうなねこなどいないばかりか、悪意だけが待ち構えていた、ということがないとも限りません。

「私の家に見に来てください。」と言われ何の疑いもなく訪問した先で、後ろからドアにかぎをかけられてしまったら、不用意でした、ではすみません。

いつでも相談に乗ってあげられるようにと、親切心から自宅電話番号を教えた相手から、夜も昼も際限なくどうでもよいような内容で電話をかけられ、拳げ句に、「今夜はあなたの声が聞きたかった。」と言われたという、信じられないような本当の話もあるのです。

ボランティアで犬のしつけに通っていた家の奥様からラブレターをもらって困惑した、という話もあります。

あるいは、結果が自分の思うようなものでなかったと逆恨みし、嫌がらせをする人がいないとも限りません。

児童福祉や老人福祉の従事者に対して、自分の生活を犠牲にしても即刻対応しろ、と言う人はほとんどいませんが、動物愛護に関してだけは、まだ日本には意識の低い人が一定数存在します。「動物愛護の仕事をしているのなら、今すぐ引き取るべきだ。」「今すぐ来い。」また「自分は拾っただけなのだから関係ない。あなたは動物愛護の関係者なのだから、すぐに引き取って全額負担すべきだ。」という理不尽なことをいう人が結構いるのが現実です。このような考えにいちいち対応すれば、動物愛護推進員の活動だけで生活が崩壊してしまいます。

また、直接的な動物との接触に関しても注意が必要です。

かわいそうな犬を保護するつもりが、かわいそうだからこそ性格が荒れ、かみつ়癖の付いた犬であることを知らずにかまれてしまったら取り返しがつきません。

思わず素手で抱きあげた哀れな子ねこが感染症（例えば、ねこパルボなど）にかかっている、そのまま帰宅して自宅のねこに感染させてしまったら、後悔しても取り返しがつきません。

「心やさしい」または、「善意あふれる」というのはすばらしいことですが、それだけでは社会の中で活動することはできません。動物愛護推進員としての立場とプライバシーとの境界線、対応できることとできないことの線引きを明確にした上で、理性的な活動を続けてください。

最低限の「自分を守る手段」として、下記の10項目については守るよう心がけて、慎重な活動をしてください。

- ① すぐ来て、と言われても行かない、行政の担当者に相談し、複数人数で対応するように心がける
- ② 不用意に自宅を知らせない
- ③ 動物愛護推進員にできることとできないことがあると、はっきりと伝える、本来の職業が獣医療関係や犬のしつけインストラクターなどの場合、全て無料にしてくれると相手に思われないために、よく説明する
- ④ 電話での対応は、対応可能な時間帯を守ってくれるよう、切り口上ではなく相手に伝えられるように日ごろから練習しておく、また、相手の話をよく聞くことと関係のない話題にまで愛想良く付き合うこととは違うので、いつも親切でありながらきっぱりとした態度を保つ
- ⑤ 活動内容をまわりの人にも把握してもらう
- ⑥ 情報の少ない動物に、親切心だけですぐに触らない
- ⑦ 金品の貸し借りには応じない
- ⑧ お礼にと何か下さる人がいても、現金やそれに近いもの、または高額なものは辞退する
- ⑨ 動物愛護推進員だからといって動物の引き取りに応じる義務はない、担当の地域ではどのような引き取りシステムがあるのか説明し、必ず相手に選択してもらう、反対に、自分の所属団体や生活圏の中に引き取りの余裕がある場合や引き取ってもよいと考えている場合は、それがどのような場合に限り可能であるのかを、相手に直接伝えるのではなく、行政の担当者と綿密な打ち合わせをして決定しておく
- ⑩ 動物の一時預かりのつもりが相手の人に逃げられる、というケースもあるので、基本的には預からないようにする

上記のことを守りながら、なおかつ好感度の高い動物愛護推進員であるためにはどのような工夫をすれば良いか、行政の担当者と推進員で話し合い、地域でのルールを決めておくのもよい方法です。

4. 自己研鑽

「動物愛護推進員」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」第21条に明記された、いわば「初めての取り組み」としてのボランティアです。独自で同じようなボランティア制度を実施している地域もあるようですが、ほとんどの地域が、この新しい制度に手探り状態ながら懸命に取り組んでいる、というのが実情です。

また、新しい制度であるがゆえに、その立場や権限に関する誤解もあり、動物愛護推進員自らがこの制度を育てていく覚悟で取り組むと同時に、地域の一般住民の理解を得る努力もしなくてはなりません。つまり、その地域の推進員1期生・2期生・3期生などが、ゼロか

ら出発し、どのような基礎を築くかによって、その地域の動物愛護の行方が決まるといっても過言ではないのです。「動物愛護」というものが、単に動物の問題ではなく、倫理の根幹に関わる問題であるという認識はすでに広く浸透しているので、動物愛護推進員の責任は大きいものともいえます。

その大きな責任と複雑な現実を前にして、「動物が好きだから。」「かわいそうな動物を一匹でも多く助けたいから。」という情熱は尊いものですが、それだけでは、よい活動を維持することはできません。

動物のなにかの分野に精通していたり、専門家である場合でも、その知識に甘んじることなく、他分野での自己研鑽に取り組む努力をしてください。そうすることで、専門分野での活躍の幅もまた広がるのです。

動物愛護推進員制度は、法律に基づいたものです。活動の第一歩は、法律をよく理解し、守ることです。同時に、法律関係の新しい情報は、常につかんでおくようにしてください。動物関係の法令だけでも、吸収しなくてはならない新しい知識がいくつもあり、それらを正しく理解し、普及しなくてはなりません。

また、動物に関するトラブルでは、民法、刑法、軽犯罪法なども知っておいたほうがよい場合があります。

野生鳥獣に関しても、ある程度の法的知識が必要な場合があります。

小学校で動物愛護活動をするなら、少なくとも、「教育基本法」くらいは読んでおくべきですし、子供を傷付けるような不用意な言葉を使わないための入念な用意をしなくてはなりません。

幼児を相手にする場合は、どのような語り口が良いのか、テレビの幼児番組を見て研究することも必要でしょう。

動物愛護推進員であるのに、ついでに、という感じで「昆虫」のことを尋ねられることがあります。子供たちの好きな昆虫の飼育法を知っておくと役立つことがあるでしょう。ウサギに与えた雑草の名前は、正確に知っているほうが子供たちに喜んでもらえます。植物図鑑で季節の雑草の名を調べておくと便利です。

このように、動物愛護推進員としてうまく機能するために知っておきたいことに限りはありません。その上、それらの知識をひけらかしている印象を与えることなく活動しなくてはなりません。

少しずつの前進であっても、「礼儀正しい対応」ができて、「自分の身を守る知恵」もあり、同時に、「自己研鑽の努力」を惜しまない活動を、周りの人と協調しながら継続することが地域貢献につながります。

5. 電話・その他の対応について

1) 顔の見えない難しさ

「態度・表情について」や「丁寧な日本語」で述べたように、人間もボディーランゲージを持っています。「言葉」という手段は持っていますが、目付き、顔色、顔の角度、口角の上がり下がり、肩の角度、手の位置などありとあらゆるものが本当は言葉なのです。それらと、音としての「言葉」を瞬時に総合して、私たちは全体としての判断をします。

その反対に、相手の様子が見えない場合は思い違いや誤解をしやすいのです。

電話の場合、聞き違いという危険があります。5時と15時を間違えるなどということが起こりがちです。メモを取って内容を確認めながら話をして、最後にもう一度まとめて内容の確認をしてください。

ファックス、メール、手紙の場合、文の終わりを上げて読むのか下がって読むのかで随分と意味が違います。「そうですか↑。」と「そうですか↓。」では違います。そのようなことが起こらない丁寧な表現を心がけてください。

必要事項だけ書いたものを見て、簡潔でよいと思う人と、あいさつがないと思う人がいます。同じ人でも「虫の居所」によって感じ方が違う場合もあります。

また、パソコンのメールを使うといっても、手帳代わりにパソコンを使用し24時間接続している人もいれば、暇な時にだけメールボックスを開けるといった人もいます。「だいふ前にメールでご連絡したはずですが…」といっても後味が悪いだけです。

連絡は、どのような手段を使用しいつ連絡をするのか、あらかじめ決めておくことで誤解がありません。また、決定したことは紙の上で内容を確認するのが有効です。礼儀正しく簡潔なあいさつと必要な内容を明記します。これは、行政の担当者に連絡をする時も、動物愛護推進員同士の連絡でも、一般相談者への連絡でも同じです。

どのような依頼で、どのような目的のために、いつ誰にどのような連絡や書類を送り、どのような結果となったか、などの活動の経過は必ず記録を残してください。

2) その他

「接遇」といってもさまざまな場合があり、全部を書き尽くすことはできません。しかし、今まで述べてきたことは、「動物愛護推進員として…」の部分で、「〇〇福祉員として…」や「〇〇調査員として…」と変更しても多くの部分が通用するもので、ある意味社会生活を営む上での常識です。

また、狭い地域の中では「他人のつもりが、知り合いの友人だった」というようなことがよく起こります。なにげなく言った言葉が、信用を失うきっかけになったり、思わぬ人を傷付けたりすることがないようにしてください。

特定の団体、特定の動物病院、特定の人物などを、他と区別して殊更に誉めるような態度も、むしろ不信をかうので避けてください。必要なのは公平な態度です。

ボランティアというものは、理性的な情熱を持ちながら、「継続」することに意味があるのです。

常に冷静な態度を保持できる動物愛護推進員でありながら、いろいろな人がいるからこそ社会は楽しいと思える活力をもって、自分自身にとっても充実感のある活動をしてください。

V. 動物別対応の基本姿勢

動物愛護管理法では、愛護動物として新たに爬虫類が加えられました。したがって、本法律に基づいて制定された「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、その対象となる家庭動物等の動物に、人との関わりのある哺乳類と鳥類、そして新たに爬虫類が加わることとなります。

本章では家庭動物の代表である犬とねこを中心に、今回新しく加わったワニ類、カメ類、トカゲ類などの爬虫類と、危険動物としての野生動物並びに野鳥の保護に関して、動物愛護推進員の知識として、それぞれ特に重要と思われる事項に限定し触れてみたいと思います。

1. 犬

〔犬と楽しく暮らすために一しつけと訓練の重要性〕

家庭動物として、コンパニオンアニマルである犬と生活を共にするには、それなりの努力と犬に対する理解が必要となります。我々人間は、自分たちの子供に日常のマナーや習慣、感情を抑えることなどを教えます。これは誰もが快適に過ごすためのルールであると同時に、身の安全を図るためでもあります。これは家庭動物である犬たちにも当てはまります。しかし一方では、人間と犬とは全く違った動物でもあります。したがって、人間の子供と同じしつけというわけにはいきませんが、我々人間と生活する上で必要なしつけはするべきです。望ましい行動をとりわけ育み、望ましくない行動を起こさないようにすることが犬に対するしつけといえるでしょう。

飼い主と犬が豊かで幸せに満ちたパートナーシップをつくりあげるためには、以下のような目標が基本となります。

- 1) 人や他の犬、動物たちとうまく付き合えるようになる
- 2) 人の環境に適応できるようになる
- 3) 人に触れられるのが好きになる
- 4) 感情や行動を抑えることができるようになる
- 5) 攻撃心を抑えることができるようになる
- 6) 決められた場所で排泄できるようになる
- 7) 呼ばれたら来ることができるようになる
- 8) 引き綱をつけて散歩ができるようになる
- 9) 独りで留守番ができるようになる
- 10) 人間を信頼できるようになる

これらの目標に向かって訓練することがよいしつけに繋がります。

〔しつけと訓練のコツ〕

家庭内でのしつけには、排尿排便のしつけや食事に関するしつけ、無駄吠えに関するしつけなどがありますが、いずれの場合も幼い時期から積極的にしつけを実施することが重要です。かわいいとか、かわいそうということで時期を逸しますと、子犬はもちろんのこと飼い主も後々苦しみや悲しみを味わうこととなります。つまり問題行動として現れることがあります。一度身についた悪い癖の矯正には、かなりの労力と時間がかかるものです。

これまで、動物のしつけや訓練には「罰」が必要と考えられてきました。しかしこれは間違いです。なかでも人間社会で一緒に生活する家庭犬のしつけと訓練では、特に体罰は禁物です。大切なのは、褒めること、ご褒美を与えることです。動物には、『何々をしてはならない、何々をしては駄目だ』ということをお教えることはできません。反対に『何々をすれば良いことがある、楽しいことがある』ということは簡単に覚えます。したがって、飼い主にとって都合のよい行動、好ましい行動を犬が示したときに、すかさず褒める、ご褒美を与えるということをおすれば容易に学習させることができるというわけです。怒鳴らない、たたかない、しからない、ひたすら褒めるだけというのが、家庭犬のしつけや訓練でのコツといえるでしょう。

更には、常々犬の要求には決して従わないというのも重要です。飼い主は知らず知らずのうち犬の要求に従っていることが多くみられます。例えば、食事の際に欲しがるから食卓の食べ物を与えるとか、朝早くに散歩を要求して吠えるから連れ出す、ひざに乗りたがるから乗せるといった具合です。これが後々の問題行動につながるようになる場合があります。

〔問題行動犬への対応〕

・社会化期の重要性・

環境省による『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』では、子犬の譲渡に関して「離乳前はもちろんのこと、子犬が適切な社会化の時期を経験する以前には譲渡しないよう努めることが飼い主の責務である」としております。子犬の社会化期は生後3～12週齢といわれ、子犬の初期の発達段階のなかでも特に重要な時期とされています。この社会化期における子犬の身体的及び社会的環境が、後々の子犬の性格や子犬との様々な相互関係（他の犬との、母犬との、人との、環境との相互関係）に大きな影響を与え、ときには大きな問題行動につながることもあります。この大切な時期に母犬と飼い主の愛情が十分に注がれ、同胎犬との触れ合いが存分になされれば、素晴らしい家庭動物になります。したがって、少なくとも8～9週齢以前の譲渡、販売は厳に慎むようブリーダーをはじめ、多くの人々に広く知らせる必要があります。

・基礎訓練の重要性・

先にも述べたように、犬のしつけとは、人と一緒に生活するうえで、飼い主にとって望ましい行動をひたすら褒めることで育み、望ましくない行動が起こらないようにすることで

す。このようなしつけは、本を読んだり、しつけ教室に通うなどで可能になります。そして、家庭でのしつけや訓練が十分なされれば、それだけで問題行動はかなり防ぐことができると思われます。この際、重要なのは基礎訓練です。そのなかでも最も重要なのは、名前を呼んで『来い』と言われたら飼い主のところに来る、来たら『座れ』という号令で座る、そして『伏せ』をするという訓練であり、この訓練が徹底されれば十分です。いつ、いかなる状況でも、どんな環境でも条件反射的に行動できるよう訓練されれば、通常問題行動は制御できるはずです。

・問題行動の治療・

それでも不幸にして攻撃行動（特に人や他の動物に対する攻撃行動）や分離不安といった問題行動が認められるようになることもあります。これらは多くの場合、犬種などによる遺伝的形質や順当な社会化期の欠如などが原因するものといえます。このような場合には、問題行動の治療を専門的に実施している獣医師に任せることです。犬の行動学に関する十分な知識を持たない方が、書物などを受け売りしたり、他人の話をうのみにして、自己流でアドバイスをすることによって、問題行動が更に悪化したり、さまざまな弊害が生まれることがあるからです。

また問題行動を治療する場合、まずこの問題行動が行動学的なものなのか、それとも身体的疾患によるものなのかを判別することが重要となります。したがって、いずれにしてもかかりつけの獣医師によってこれらが判別された上で、必要があれば問題行動を治療する専門獣医師を紹介してもらうことも大切です。また、問題行動の治療には、問題行動を治そうとする飼い主の努力、強い意志と時間や費用などが必須条件となります。

〔狂犬病予防注射の重要性〕

動物から人へ、人から動物へ感染する病気を「人と動物の共通感染症」、あるいは人の観点から「動物由来の感染症」といい、WHO（世界保健機関）では「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義しています。そのなかでも最も恐ろしい病気として挙げられるのが狂犬病です。狂犬病は犬を始め人を含む全ての哺乳類に感染し、発症するとほぼ100%死亡する病気で、世界中にまん延しています。現在地球上で狂犬病のないところは、我が国やイギリス、オーストラリアなどをはじめ、一部のごく限られた国や地域だけです。1957年以降狂犬病の発生のなかった我が国といえども、近隣の韓国や北朝鮮、中国、ロシアなどから入ってくるおそれは十分あります。

狂犬病の侵入を防ぐには、厳しい防疫体制が不可欠ですが、必ずしも完璧なものではありません。狂犬病の予防注射の徹底が極めて重要となります。予防注射によってこの流行を防ぐには、犬の免疫保有率を70~80%に維持することが必要であるといわれております。現在の狂犬病予防注射の接種率は40~50%になろうとしています。こうした状況下では、海外から狂犬病動物の侵入があれば、流行する可能性は十分考えられます。

犬の飼い主は、「狂犬病予防法」により、生後90日を経過した犬に対して1年に1回、狂犬病のワクチン接種を受けさせることが法律として義務付けられています。我が国が狂犬病のない清浄国としてあり続けるためには、毎年忘れずに接種することが重要となります。

2. ねこ

〔飼い主責任について〕

飼い主の一般的な心構えとしては、1)動物愛護管理法を守ること、2)愛情をもって終生に渡って飼育すること、3)他人に迷惑を掛けない、4)捨てない、増やさない、いじめないということがあります。

飼育管理の面では、原則として室内飼いに努める必要があります。これは、ねこ自身の健康や安全と同時に、野生動物に対する配慮に基づいたものといえます。そして 飼育頭数はその住居環境に適した数を考慮することも必要です。また、他人に迷惑を掛けないよう配慮することも大切です。そのためにはトイレのしつけはもちろんのこと、その処理や被毛の飛散などにも十分配慮する必要があります。

健康管理の面では、衛生的な環境のもとで、ねこに適した食事と水を提供することは当然のこと、疾病等に対しては速やかに獣医師に相談することが必要です。さらに、飼育管理と健康管理の両面から、不妊去勢手術の徹底を図る必要があります。この手術の利点には、不幸な子ねこをつくらないことをはじめ、発情期におけるねこ特有の鳴き声、マーキングスプレー（かけション）、ケンカ、放浪癖の消失などがあります。もちろん手術の危険性、術後の肥満、ホルモン異常などの欠点もありますから、担当の獣医師からそうした情報を十分に得た上で、飼い主自身が自己決定をすること、すなわちインフォームドコンセントが重要となります。その他『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』では、子犬の場合と同様に、子ねこの譲渡に関して、「離乳前はもちろんのこと、子ねこが適切な社会化の時期を経験する以前には譲渡しないよう努めることが飼い主の責務である」としております。子ねこの社会化期は生後3～9週齢といわれ、子ねこの初期の発達段階のなかでも特に重要な時期とされています。この時期に母ねこと飼い主の愛情が十分に注がれ、同胎ねことの触れ合いが存分になされれば、素晴らしい家庭動物になります。したがって9週齢以前の譲渡は厳に慎むよう普及する必要があります。

〔室内飼育の重要性〕

2002年に告示された『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』では、原則として室内飼いに努める必要があるとされています。集合住宅などの居住形態が多くなり、近隣とのトラブルが顕在化しつつあること、また都市化による交通事故や感染症罹患防止の面からも、室内飼育は望ましい飼育方法といえます。特に、治療方法がまだ確立されていない猫免疫不全ウイルスや猫白血病ウイルスの感染状況では、屋外あるいは屋内外飼育のねこに比べ、室内

飼育のねこは感染率の低いことが証明されています。また地域によっては、ねこによる野生動物の捕食など、自然環境への影響も危ぐされています。屋内外で飼育されているねこを室内飼いにするには、徐々に室内で生活する時間を延ばすことで対応します。一方、屋外で生活しているねこを室内飼育にするのは、かなりの時間と飼い主の忍耐が必要となります。食事を与えながら触れ合うことに慣らしたり、ケージのなかで採食させるなどから始め、ケージごとの室内生活を、短時間から徐々に延長し経験させる、といった手段が一般に使われています。もちろんこれらの場合には、不妊去勢手術は必須となります。

●附【いわゆる地域猫について】

最近『地域猫』という言葉が広く使われるようになってきました。これは、1999年に横浜市磯子区で、区民、獣医師、行政がねこ問題を議論するなかで作られた造語です。ところが、近年この言葉が独り歩きしている感があります。飼い主のいないねこたちに、こっそりエサを与えて自己満足している方々が、住民とのトラブルに際して、これらのねこを『地域猫』と称して開き直っている場面がみられます。したがって、『地域猫』の定義をもう一度確認しておくことが必要となります。ここでは横浜市磯子区における『地域猫』の定義を参考にして考えてみることにします。

横浜市磯子区で定義された『地域猫』とは、以下の遵守事項に従って地域で適切に管理されているねこをいう、とされています。すなわち、

●● 飼育管理に関する遵守事項 ●●

- ・グループで活動し、代表者を決めて責任の所在を明らかにし、周辺住民の理解を求め
る。
- ・食事は周辺住民の生活に支障のない一定の場所で時間を決めて与え、食後は全て回収
清掃する。また、食事場周辺にトイレなどを設置し、排泄するよう仕向け、速やかに
始末する。
- ・その他の場所の糞便も清掃し、周辺環境の美化にも努める。
- ・他人の土地の糞便についても、通報があれば早く回収清掃して周辺住民との円満を図
る。

●● 健康管理に関する遵守事項 ●●

- ・現在以上増えないよう不妊去勢手術を実施し、何らかの目印をつけて終生世話をす
る。
- ・病気や負傷に対しては獣医師、保健所と相談して責任をもって対処する。
- ・伝染病や寄生虫などの予防、健康保持に必要な措置を講ずる。

「飼い主のいないねこ」に対して、以上の遵守事項を完全に実施することは極めて困難といえます。グループを組んで『私たちが、ねこを管理しています。苦情があれば責

任をもって対処します」という姿勢が『地域猫』を管理する上で重要かつ最適の方法といえます。

3. 小動物・鳥類・爬虫類

〔特に爬虫類の飼養について〕

小動物・鳥類・爬虫類に属する動物たちは、大きく2つに分けることができます。すなわち、『人を恐れず、多少なりとも自分から好意的に人に近づいてくる、あるいは接触を嫌がらない動物』（例えば、ウサギ、ハムスター、モルモットなど）と『人を恐れ、人と一緒に生活するのを嫌い、自ら好意的に人に接触してくることもなければ、触れられることを快しとしない動物』（例えば、ハリネズミ、ゼブラマウス、爬虫類など）の2つです。後者、特に爬虫類のなかには、人に触れられても不快や恐怖すら示せないものもいます。今後こうした動物を飼育することに対する是非を議論することも重要でしょう。また、遺棄や逸走による生物多様性への影響や遺伝的かく乱などの危険性についても広く知らせる必要があると思います。

ここでは、頁数の制限もあるため、若干、爬虫類について触れることに留めます。動物愛護管理法改正により、新たに愛護動物として爬虫類が加えられましたが、これは、決してこのような動物のペット的飼養を推奨するという意味ではなく、気の向くまま購入飼育される場合が近年多くなってきたために、増加傾向にある遺棄や逸走、虐待、危害発生といった事態を防止することが目的で加えられたものです。

環境省の動物適正飼育推進事業の一環として作成された「爬虫類の適正飼養教本」では、まず初めに『簡単に飼育できる爬虫類はいない』と明言しております。更に、(1)飼い主よりも寿命の長い種類が販売されていること、(2)ペットとして手に余る大きさにまで成長する種類がいること、(3)脱走の名人であること、(4) その結果生態系がかく乱されていること、(5) 毒や攻撃性などの危険性があること、(6)そして極めて「飽きられやすい動物」であること、などが挙げられています。こうしたことを十分考えた上で飼養すること、更には初めから飼養を断念する勇気を持つことの重要性を広く訴えていくことも必要です。

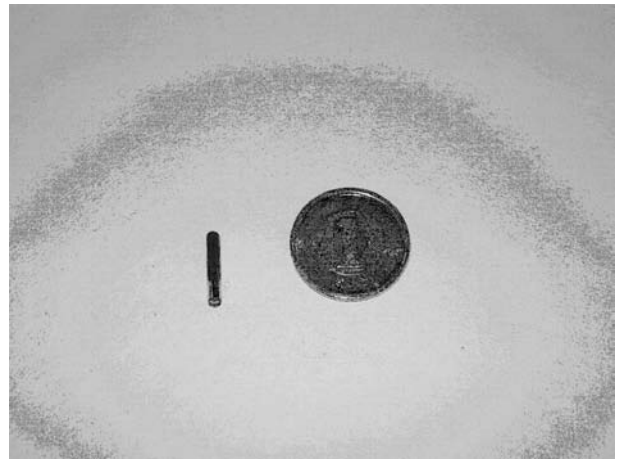
また、外来生物法の制定もあり、エキゾチック・アニマルの取扱いには、より一層の慎重さが求められるようになっております。

なお、感染症法により、イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、ヤワゲネズミ及び愛玩用のサル（H17. 4. 1～）について輸入が禁止されているので、留意が必要です。

●付〔マイクロチップ〕

家庭動物等では、いずれの場合も所有を明示することが努力義務として定められていま

す。すなわち所有と責任の所在を明らかにするために名札や脚環、マイクロチップなどを装着することが求められています。最近では、マイクロチップによる方法が導入され、今後更に普及するものと思われます。ちなみに、今やヨーロッパ各国では数百万頭の犬の個体識別に使われており、またイギリス、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンでは、このマイクロチップを埋め込んでいない犬は入国できなくなっています。



マイクロチップは、ガラスのカプセルに集積回路やコンデンサー、アンテナが収められた小さな(2×12 mm)電子標識器具です。このなかに標識されたデータは、電波を発するリーダーという装置に反応して再信される電波から読み取ることができます。マイクロチップは皮下注射で注入されますから、一度埋め込んだらもう消えませんし、偽造することもできません。動物にはほとんど負担はなく、安全性も証明されています。

4. 危険な動物（特定動物）について

トラ、ライオン、ワニ、ニシキヘビなど、人の生命、財産に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物、危険動物などと呼ばれます）は、都道府県等の条例による許可を受けなければ飼育することができません。人への危害や逸走防止のための基準が定められており、許可を受けるためには基準を満たした施設が必要となります。また、動物はその施設の中で飼育しなければなりません。

許可が必要な動物は、政令により表のように定められていますが、都道府県等によっては条例や規則で動物種が追加されている場合があるので注意が必要です。

このような動物の飼育に関する相談を受けた場合は、事前に都道府県等の担当部署に相談するようアドバイスしてください。

特定動物と思われる動物が逸走している、あるいは保護したという情報があった場合は、すみやかに警察署と担当部署に連絡してください。また、ニホンザルや一部の猛きん類などは、野生の個体である可能性がありますので、鳥獣保護担当部署にも連絡してください。

許可が必要な動物

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(二) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
(三) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(四) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種

科名	種名
二 鳥綱	
(一) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
三 は虫綱	
(一) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

動物の愛護及び管理に関する法律施行令 別表

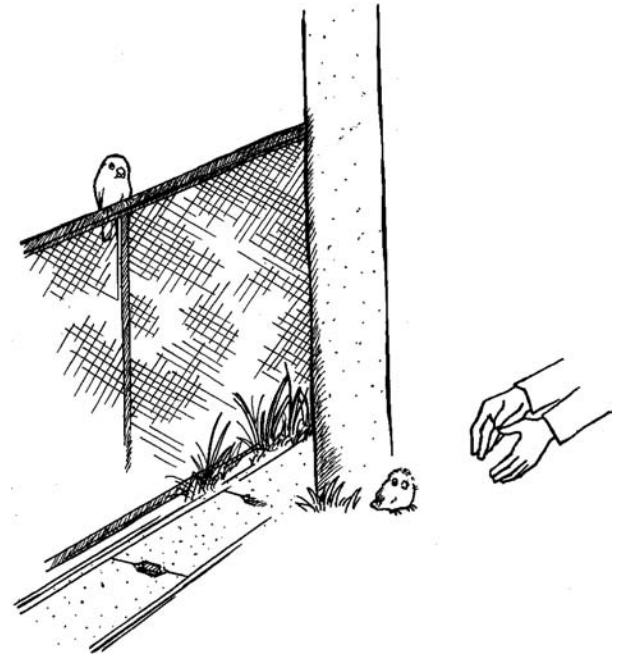
5. 野鳥等の保護について

野鳥のヒナを拾った、傷ついた鳥を保護したなどの相談を受けることがあります。野生の動物は自然のルールの中で生きているものなので、動物愛護の考え方だけで対応することはできません。かわいそうに思えますが、自然に任せる、という選択肢もあるのです。また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいた適正な対応が必要です。

1) ヒナを拾った場合

ヒナが巣から落ちたような場合、たいてい近くに親鳥がいるはずですが、人が近寄らずそのままにしておけば、親鳥が安全な場所に誘導して世話をすることが多いようです。このため、ヒナを保護することは「ヒナの誘拐」になってしまう場合があるので注意しましょう。

親鳥がそばにいないときは、何らかの理由でヒナを見捨てた場合が多く、助からないことが多いといわれています。仮に、保護するにしても、温度管理するための器具と、エサとなる生きた虫が確保できない限り、育てることは難しいでしょう。



2) 傷ついた野生鳥獣を保護した場合

飛べなくなった野鳥などを保護した場合は、地域の鳥獣保護員か都道府県等が依頼した傷病鳥獣保護施設に引取りを依頼します。「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、都道府県知事の許可がなければ野生鳥獣を捕獲したり飼育したりすることはできないので、鳥獣保護担当部所の指示に従ってください。

なお、カラスやドバトについては、有害鳥獣として駆除している場合があります、これとの関係から、傷病鳥獣として保護した後に放鳥、ということはしていない地域がありますから、担当部所に問い合わせてください。

Ⅵ. 動物愛護推進員の活動事例

動物愛護推進員からの活動報告やアンケートの結果などから見ると、推進員としての活動の主なものでは、イベントへの参加・協力、犬のしつけ教室や動物の飼い方教室の実施、動物の譲渡あっせんなどが多いようです。

1) イベントへの参加、協力

これは、行政が市民祭り等のイベントの中で実施する動物愛護事業への参加です。参加の形は、スタッフとしての参加、犬のしつけ教室等の講師、普及啓発用チラシの配布、飼育相談、パネル作成など様々です。

2) 犬のしつけ教室、動物の飼い方教室の実施

これら教室、講習会等への参加は、

- 都道府県の動物愛護センター、動物指導センター等（以下「センター等」という。）や獣医師会等に講師を依頼して自らが主催
- 区市町村や団体が実施する講習会に講師として参加
- 区市町村や団体が実施する講習会のサポート役として参加

などのケースがあります。



3) 動物の譲渡あっせん

これには、継続飼養ができなくなった飼い主からの個別の相談に応じて、犬・ねこの譲渡先をあっせんする場合と、都道府県の保健所やセンター等に引取り、収容された犬・ねこの譲渡を推進する活動をする場合があります。

いずれの場合でも、譲渡後のサポートを重視した活動を行っているようです。

また、行政では引取り、譲渡を行っていないフェレット、プレーリードッグ等の引取り、譲渡を行っている事例もあります。

このほかに次のような活動事例があります。

4) 学校等への支援

- 小学校、幼稚園等の児童及び教師に対するウサギの飼い方を指導
- 小学校、幼稚園等の職員を対象とした鳥インフルエンザ講習会を実施し、不安解消に努力
- 小学校での生活学習の一環として、成犬とのふれあいを実施

- ・小学校での生活学習の一環として、ワークショップ形式で「いのちの授業」を実施
- ・学校飼育動物に対する周辺住民からの苦情に対応するため、小学校を訪問し、指導
- ・小学校内で「動物飼育委員会」を立ち上げ、学習会を実施
- ・教育委員会の「小動物の飼育に関する委員会」への参加



5) 苦情への対応

- ・自治会に寄せられた苦情に対処するための情報提供
- ・犬の鳴き声が原因で無言電話、車へのいたずら等を受けている方への飼育方法をアドバイス
- ・野良ねこにエサやりを続けている人との話し合い

6) 普及啓発

- ・個人名義のフリーペーパーを発行、カフェ、ペットフード会社の協力で配布
- ・動物病院、郵便局等の協力を得て、マナー向上チラシの作成、配布
- ・公園で行われるコンサート会場で、マナー向上のためのパンフレット配布
- ・食品量販店でチラシ、フン処理用袋、ハンカチを配布してマナーアップキャンペーン
- ・市公園課等と協議し、公園利用者に対して、フンの処理及び放し飼い禁止についてのチラシを作成して配布
- ・フンの放置状況調査及び「フンの放置ゼロのモデル公園」を作るための公園マップ作成
- ・公園で犬が殺された事件の状況を調査し、ノーリードだったことが分かったため、ノーリードの危険性についてパンフレットを作成して配布
- ・犬抑留所に抑留されている犬の様子を写した写真展の企画、実施
- ・捨てねこが多い地域に、所轄警察署と連名で捨てねこ防止の看板を設置

7) 地域猫活動への支援

- ・ねこに関する問題が発生している地域で、地域猫の手法についてアドバイス
- ・不妊去勢手術への協力、獣医師の紹介
- ・バザー、フリーマーケット、募金等資金調達のための協力

- 地域のボランティアに対する、ねこ捕獲器の貸出または捕獲協力
- 地域住民と市に働きかけ、地域猫勉強会を開催

8) 行政の施策への協力

- 行政が作成する「ねこ飼育ガイドライン」作成委員会への参画
- 行政主催の動物同行避難訓練にアシスタントとして参加
- 独居老人、老人ホームへの訪問活動を実施
- 行政の動物問題検討会への参加
- 行政からの依頼により、地域猫対策を実施している地域のアンケート調査
- 動物の取扱いに問題のあるペットショップについての情報提供

9) 相談受付等

- 犬の譲渡を受け、新しい飼い主になった人への飼い方、しつけ、健康相談等のケア
- 毎日、散歩で出会った犬をほめること
- 行方不明のペット捜索方法に関する指導
- 団地内で小鳥及び小動物の飼育相談を実施
- ペットロスに関する相談
- 高齢飼い主に対し、犬の散歩など飼育管理の支援
- 病気により長期間入院する飼い主から動物の一時預かり

小学校での「動物教室」の例

ここでは、実際の活動をもとに、「動物教室」を行う場合の手順と留意点を示します。

1) 事前の打ち合わせ

- 一つの学校で実施する場合は校長と、複数の学校で実施する場合は区市町村の教育委員会と事前に協議し、了解を得ておくことが必要です。どちらかという、学校側から積極的に要請されるような形に持っていくほうが、うまくいきます。



- 事前に、プログラムの内容、実施する場所、アレルギーの子供の有無、会場での子供達の誘導などについて、担当の教師と打ち合わせをします。

2) プログラムの検討

- 動物愛護と危害防止の両面から、犬ねこ等の特徴・習性の説明、動物と子供達の心音聞き比べ、知らない犬に出会ったときの態度、犬に触るときの方法、ふれあい体

験、お散歩体験、人と動物との共通感染症予防などの内容を盛り込みます。

3) 動物の選定

- どのような状況でも人に危害を加えない動物を選ばなければなりません。フレンドリーな犬でも子供は嫌い、という場合があるので、注意が必要です。
- また、人に長時間触れられることを好まない動物（ウサギ、モルモット等）なので、長時間触れることは避けてください。
- 動物は清潔な飼育環境で飼養管理し、ノミ・ダニ、寄生虫などを駆除し、定期的な健康診断を受けてください。
- 犬は前日にシャンプーしておきます。

4) 当日

- 子供達が楽しく話を聞けるような工夫、子供達を集中させる進行を心がける必要があります。動物がいると気が散って話を聞かないことがあるので、教師の協力を得て進めてください。
- 動物が汚物で周囲を汚さないよう、あらかじめシートを敷いて実施したり、清掃、消毒用具を持っていくことが必要です。
- 実施中は、子供にも動物にも事故のないよう、スタッフ全員が注意を払う必要があります。

5) 終了後

- 年に1回しかできない場合は、動物が学校に来たことしか印象に残らないことが多いので、内容を復習するなど教師に後のフォローを依頼します。
- 動物がストレスを受けていないか、ケアしてやる必要があります。

Ⅶ. 動物愛護推進員からの相談Q & A

Q 動物愛護や適正飼養の指導などを所管している部署はどこですか。

A 自治体により異なりますので、それぞれ問い合わせてください。相談者や飼い主などに間違った情報を提供すると、相談者側、行政側双方に迷惑がかかりますので、事前に地域の窓口を調査し、整理しておく必要があります。

都道府県、政令指定都市では、犬・ねこの引取り・収容、動物取扱業の指導、危険な動物（特定動物）の許可、苦情対応などを行っていますが、保健所で実施しているところと、動物管理センターなどの施設で実施しているところがあります。動物管理センターなどの施設は、都道府県により動物愛護センター、動物指導センターなど名称は様々です。

区市町村では、飼い主への普及啓発や苦情処理など、身近な問題であれば対応しているところもあります。犬の登録を行う部所が担当しているところが多いようですが、明確な担当部署がない場合もあります。

Q 動物愛護推進員の具体的な役割がはっきりしていません。

A 動物愛護推進員の役割は、動物の譲渡あっせんや飼育の相談等を通じて、それぞれの地域で動物愛護の普及を図ることです。これまで行ってきた活動を、動物のためだけでなく「地域」を視野に入れて続けることで、推進員としての役割も果たすこととなります。

今後、委嘱する推進員の数が増え、推進員同士の連絡会が開催されるなど、区市町村との連携が進むようになれば、都道府県等で具体的方向性が打ち出せるようになると思われるます。

Q ボランティアの経験がないので、何をしたらよいか分かりません。

A 動物愛護推進員の活動というと相談会、講習会、イベントなどと考えがちですが、構えずに身の回りのことから始めるのがよいと思います。毎日の散歩の途中で、出会う飼い主の人たちに声をかけるところから始めて、様々な相談を受けるようになった方がいます。PTA活動を通じて学校飼育動物にかかわった例があります。

活動を始めるきっかけがないときは、すでに推進員として活動している方に同行するという方法もあります。

Q ペットショップなどの施設に立ち入れるようにしてほしいのですが。

A ペットショップに限らず動物取扱業の施設に立ち入ることは、公権力の行使になりますから、公務員又はこれに準ずる身分が必要になります。法の趣旨からいうと、動物愛護推進員の役割は地域の相談者として動物愛護の普及を図るためのボランティアなので、悪質業者の

摘発のように権力的な活動はできません。

行政と民間の役割分担の中で、担当部所への情報提供など行政との連携をとっていくのがよいでしょう。

Q 活動中に事故が発生した場合、どうすればよいですか。

A 都道府県等からの委嘱の条件により違いがありますが、基本的に活動中に交通事故を起したり怪我をしたりしても、法的な補償はありません。都道府県等でボランティア保険等に加入している場合は、ある程度の補償を受けられる場合があります。

Q 飼い主が犬にエサも水も十分にやっています。虐待しているのではないのでしょうか。

A 動物愛護管理法第27条では、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者について、罰則規定を設けています。具体的には、「適正にエサ及び水を与えること」、「動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には必要な措置を講ずること」、「汚物及び汚水を適正に処理すること」などです。その事例が虐待に当たるかどうかについては、程度、期間、犬の健康状態及び指導による改善状況などについて、総合的に判断する必要があります。

客観的に見て虐待と思われる場合は、都道府県の担当部署と警察署に相談して判断を仰ぎましょう。何らかの指導により改善が図ればよいのですから、いきなり告発というような手法は解決を困難にする場合もあるので、慎重に対応したいものです。

Q ねこが血を吐いて死んでおり、毒殺が疑われるのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 血を吐いて死んでいる原因は、交通事故や感染症の場合も考えられます。毒物によるものかどうかは検査が必要ですが、検査機関が少なく多額の費用がかかります。事件性があると判断されれば警察署で捜査しますから、相談してみてください。

推進員としてできることは、現場やねこの写真撮影、発見の日時及び状況の記録、死体の冷蔵保存などでしょう。都道府県の担当部署にも報告しておきましょう。

Q 動物病院に関する問題はどこに相談すればよいですか。

A 相談内容が獣医師法や獣医療法に関する一般的なことであれば、都道府県農林水産所管部の獣医事担当に相談してください。

医療過誤や獣医師の対応に関する場合は、地域の獣医師会で対応しているところもあります。

消費者センターは、契約そのもののトラブル（虚偽の料金表示、債務不履行等）であれば対応できる場合もありますが、治療の内容に関わることについては対応していません。

損害賠償などを考えている場合は、獣医師の責任を立証しなければならないので、弁護士会等に相談する必要があります。

Q 動物の売買に関する問題はどこに相談すればよいですか。

A 動物の取扱いに起因する問題は、都道府県等の動物取扱業担当部署に相談してください。料金や保証など契約内容に関することは、消費者センター等で対応できる場合もあります。ただ、購入後の病気等に関するトラブルは、行政機関の指導で解決することは難しいものが多いようです。

動物は命あるものとはいえ、民法上は物品の売買に当たりますから、トラブルの多くは引き渡された商品についての有無が争われることとなります。また、モノであれば代替品と交換することで解決しますが、動物の場合はそのように割り切ることができないため、解決をより困難にします。

いずれにしても、当事者間の話し合いで解決するしかなく、最終的には裁判による決着ということになります。

Q 公園の犬・ねこの問題があり、活動をしたいのですがどうすればよいですか。

A 公園での犬のノーリードやねこのエサやりの問題は、基本的には公園管理上の問題であると考えられますが、解決へのノウハウを持っていない場合、立入り禁止、エサやり禁止といった単純な対応になりがちです。このため、ボランティアと動物愛護管理担当部署が、公園管理担当部署と連携して対応する必要があります。

まずは、現状の問題の報告とボランティアの活動計画を作って、公園管理者や動物愛護管理担当部署と話し合いの機会を持ち、協議することが必要でしょう。

Q いなくなった飼い犬・飼いねこを、どのように捜したらよいですか。

A まず、できるだけ早く多くの手段を講じて捜すことが肝心です。時間がたつほど発見が困難になり、事故にあう確率も高くなります。

(1) 自分で捜す

ねこの場合は、まず家の中を十分に捜します。次に、車の下、植え込みの中、縁の下などを重点的に捜します。特に家の外に出たことの少ないねこでは、このような物陰にうずくまっている場合が多いようです。通常半径300 m程度の範囲内にいる可能性が高いのですが、発情期の雄ねこでは500 m位の範囲を捜す必要があります。

犬の場合は、まず自宅近辺の道路、近所の家の庭、公園等を重点的に捜します。犬の名前を呼びながら捜す方法が効果的です。通常半径500 m程度の範囲内にいる可能性が高いのですが、若い雄犬で1日10数 kmも走った例や、電車に乗ってしまった例もあります。

(2) 関係機関に問い合わせる

まず、最も情報を多く持っている可能性の高い保健所とセンター等に電話で問い合わせてください。保護した人が届け出るケースもありますので、警察署の会計係や区市町村、保健所の動物担当部署にも問い合わせましょう。

万一死亡した場合は、清掃事務所に連絡が入っている可能性が高いので、近隣の清掃事務所にも問い合わせてください。

Q 保健所やセンター等では、収容した犬・ねこを何日間管理するのですか。

A 飼い主の判明しない犬やねこを収容した場合は、区市町村に「公示」手続きをして、決められた日数管理します。この日数は、犬では「狂犬病予防法」で3日と決められていますが、都道府県によっては、条例等でより長い日数を決めているところがありますから、自分が活動する地域での収容期間を確認しておく必要があります。

飼い主からの引取りの場合は、所有権の放棄がはっきりしていますから、施設の実情に応じて処分または譲渡しています。また、目の開かない子犬、子ねこなどは即日処分しているところが多いようです。

Q 保護した迷い犬を自分の犬として飼いたいのですが。

A まず、飼い主が捜していないか調べることから始めます。飼い主から問い合わせが来ているかもしれないので、センター等と最寄りの警察署に連絡してください。同時に警察署で拾得物の届け出をすることが重要です。落とし物と同じように、約6カ月間飼い主が判明しなかった場合は、所有権が拾得者に移ることになります。

Q 犬にかまれた場合、どうすればよいでしょうか。

A 日本では、1957年以降狂犬病は発生していないので、不必要に心配することはありません。ただ、犬の口の中にはいろいろな雑菌がいますから、傷口を洗浄消毒して、できるだけ早く医師の診断を受けたほうがよいでしょう。

同時に、保健所やセンター等に被害について連絡してください。都道府県の条例等で、犬が人に危害を加えたとき、犬の飼い主はその事故について届け出ることが義務付けられています。さらに、かんだ犬に獣医師による狂犬病の検診を受けさせるとともに、事故の再発防止を図らなければなりません。

狂犬病は今日でも海外の多くの国で発生しており、発病すれば致死率がほぼ100%になる恐ろしい病気です。日本に侵入してきたときに備えて、飼い犬には年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが必要です。

海外で犬や野生動物にかまれた場合は、現地の医療機関にかかり、帰国後すみやかに医師

の診断を受けてください。狂犬病多発国への渡航の際は、人の狂犬病ワクチンもありますので、あらかじめ受けておくと安心です。

全国での犬によるこう傷事故

	1974	1984	1989	1994	1996	1998	2000	2002
こう傷事故件数	16,564	12,539	10,777	7,632	6,854	6,307	6,576	6,314
死亡者数	5	1	3	1	3	1	4	4

Q ガードレールにつながれたままの犬がいる、と近くの住人から通報がありました。

A 公園、道路などに犬だけがつながれたままになっている場合、飼い主が何らかの事情で一時的につないだとも考えられ、すぐにセンター等などで収容してしまうと、後々トラブルとなる可能性があります。とはいえ、公共の場所に犬だけが放置されている状態では、事故防止と動物愛護の面で問題があります。

このような場合は、つながれている状況やどのくらい時間が経過しているかなどを、周辺の住民等に確認する必要があります。また、公園であれば管理事務所、道路であれば近くの交番などに、状況を確認してもらうよう依頼する方法もあります。

犬の状況や気候にもよりますが、1日近く放置されている場合は、誰かが保護するか、センター等に連絡してください。

Q 川の中やビルの上にいるねこの救助はどこに連絡すべきですか。

A どのような場所でも、管理者に無断で立ち入ることはできないので、まずは管理者に連絡します。たいていの場合管理者は対応できず、動物のことなのでセンター等に連絡することになりますが、センター等では基本的に犬を捕獲する技術はあっても、高いところへ登ったり深いところへ潜ったりするための技術や機材はないのが普通です。

ときどき、消防車が出動してねこを救助した、というような事例がニュースになりますが、消防署は原則としては火災や人の救助のための機関です。

このように、専門に扱う機関がない以上、ケースバイケースで技術を持った機関の協力を得て対処するしかありませんが、不用意に捕まえようとすると、水の中に飛び込んだり、ビルの上からジャンプしてしまうことがありますから、慎重に準備しなければなりません。

Q 飼い主が死亡し、犬・ねこが取り残されたのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 動物は、法律的には動産として扱われるので、相続人が所有者となります。

親族や後見人がいる場合は、その人が引き続き飼うか、飼えない場合は譲渡先を探しても

らいます。所有権を受け継いだ人の意思を確認せずに、ボランティアが譲渡することはできません。やむを得ない事情と判断できれば、所有権を受け継いだ人の申し出により、センター等で引き取ることもできます。

身寄りのない方の場合は、区市町村の福祉担当者など関係機関と連携して対処します。

Q 借家人が犬・ねこを置き去りにして失踪した、という家主から相談を受けました。

A 動物は家財道具と同様に動産で、家主といえども勝手に処分することはできません。まず、保証人や親族など、引き取り先を探してもらいます。全く不明の場合は、裁判所の手続き（強制執行手続きによる明け渡し、財産の差押・競売）を経て、動物の所有権が家主に移転すれば、家主が所有者となりますから、弁護士や裁判所に相談してもらうのがよいでしょう。

新たな所有者である家主が飼えない場合は、本人かボランティアが譲渡先を探すことになるでしょう。また、引き取り先を探す期間や裁判手続き中は、家主が動物を保管することになります。

Q 動物から人に移る病気はありますか。

A 人と動物との共通感染症は、「動物由来感染症」、「人畜共通感染症」、「ズーノーシス」とも呼ばれており、人と動物との共通の感染症です。世界保健機関（WHO）では、「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義しています。

世界では約200種類近くの感染症が知られ、日本では100種類程度あると言われています。人と動物との共通感染症を予防するためには、病気に対する正しい知識を持つことが必要です。また、日ごろ動物と接する際に注意することは、

- ・口移しで食べ物を与えたり同じ布団で寝るなど、動物との過剰なふれあいは控える
- ・動物に触ったら手を洗う
- ・動物の排泄物は速やかにかたづける
- ・動物を室内で飼育するときは清掃や換気を心がける
- ・動物の具合が悪くなったら動物病院に相談する
- ・自分や家族の体調が悪いときは、医師に動物を飼育していることを伝えるなどです。

※「里親」という言葉について。

ボランティアが犬ねこ等の譲渡先を探すことを「里親探し」、新たな飼い主を「里親」という言い方をすることがありますが、動物の飼い主に「里親」という名称を使わないでほしいという要望が、里親団体から出されています。

里親制度は児童福祉法に基づく、家庭環境に恵まれない子供を養護する全国共通の制度で

す。ところが、最近では「里親」とはペットの飼い主であるとの誤解を与えるほどの状況になっており、養育している親や子供（本来の「里親」・「里子」）にとっては、動物扱いされているような印象を受け、心を傷つける結果となっています。

行政と協力して活動を行う動物愛護推進員としては、活動に際してこのような誤解を生む言葉の使い方をしないよう、十分配慮して下さい。

Ⅷ. 災害時のボランティア活動（参考）

○多くのボランティアニーズ

災害が発生したときに、動物の救護活動にボランティアなどの人たちが、どのように従事しているか紹介したいと思います。

災害のときは、ペットを飼いたくても家が壊れてしまって飼えない、被災者用住宅の場合は、ペットを嫌いな人もいることにより、ペットの収容施設に依頼しなければならない事案は多くあります。

このような収容施設では、適正飼養のために多くの人手を必要としています。

災害時等における動物の救護

項 目	阪神淡路大震災 (1995年)	有珠山噴火災害 (2000年)	三宅島噴火災害 (2001年)
被災地帯	1193千戸	1343戸	1962戸
飼育されている犬・ねこの数（推定）	約190千頭	845頭	350頭
救護された犬・ねこの数	1556頭	348頭	320頭
救護期間	約1年4カ月	約5カ月	約12カ月
救護ボランティア数（延べ）	約22000人	約6000人	約7000人
救護活動経費	267百万円	64百万円	75百万円

（環境省資料）

災害の規模により救護された犬・ねこの数、救護期間、救護ボランティアの数などはばらつきがあり推計することさえできない状況です。いったん災害が発生すると、長期間に大勢の人の助けを必要とすることから、ボランティアの人たちの力が求められます。

○約束を守ること〈相手に対して〉

被災した人たちは、被災した直後、将来の見通しが立たないままに気力を失い、呆然として大きなストレスを感じているものです。このようなときボランティア活動の怠慢、遅れ、乱暴な言葉遣いなど発端となり、トラブルを引き起こしてしまう場合があります。

この失敗が動物愛護推進員の場合は、伝染病のまん延につながってしまったり、適正飼養をできないままに大きな事故につながってしまうこともあります。このような事故の多くは期待に応えようとするために、能力以上に仕事を引き受けてしまうために起こるもので、結果的には約束を守ることができず、信頼を失墜させたり周りの人に迷惑をかけてしまうことになることがあります。

○十分な安全対策・応急措置

医学書院「公衆衛生」では、災害が発生したときにどのような問題があり、どのような病気になりやすいかを〈健康問題別の把握〉として、被災者の立場になった場合を中心に分析しています。この大部分は、ボランティアに従事する人にも適用できる項目なので、以下に列記しました。

健康問題別の把握

環境的側面	ライフライン、冷暖房、照明、騒音、粉じん、ゴミ、トイレ、手洗い、清掃、静養室、プライバシーの確保
防疫的側面	食中毒、風邪、その他の感染症
対象特性的側面	乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、単身者、要介護者
疾病問題	難病、認知症、精神疾患、慢性疾患、結核
避難所の特性的側面	高血圧、不眠、便秘、食欲不振

災害時には、完備していないライフラインのために体調を崩すことがよくあるものです。不衛生な飲料水、完備していない配水設備、使えない電気・ガスなどは、考えておかなければなりません。特に注意しておかなければならないことは、次のとおりです。

ア 安全な水の確保

水道の断水や破損した配水設備などによる地下水の汚染により、伝染性疾患の発生する事例が多いことは注意しなければならないことです。飲料水はミネラルウォーターを利用するようにし、困難なときは井戸水・沢水に依存しなければなりません。その場合でも必ず煮沸したものを飲用に供しなければなりません。

イ 住まいの衛生確保

室内の空気は、人の呼気やほこりで汚れていきます。特に、締め切った室内で火を使うと一酸化炭素中毒で死亡することもあります。時々換気してきれいな空気を室内に入れてやる必要があります。換気は、通常は3～4時間に1回行います。それでも、有効な換気ができないときは、強制換気あるいは時々換気しなければならないとされています。

この他、住まいの衛生対策で注意しなければならないのは、湿気対策です。湿気が多いとカビや衛生害虫の発生などにより被害を受けることがあるので、十分注意する必要があります。このため、布団を天日に干したり、室内の清掃などをする必要があります。

ウ 廃棄物の適正搬出

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物、すなわち、ごみ、粗大ゴミ、

燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物などは、市町村で処理することと定められているので、指定された場所・時間に搬出して、処理を依頼しなければなりません。このときに守らなければならないことは、ゴミの分別、水切り、減量化など、市町村の処理に協力することで、これは住民一人ひとりの責務です。

エ 健康で働く職場の確保

労働時間、休息、休暇の配分また仕事量などは、働く人の疲労の程度に大きな影響を与えます。疲労が重なってくると病気にかかりやすくなったり、事故につながる恐れがあるので、次の点に注意が必要です。

- ・健康管理（健康診断、毎日の健康状態の把握）
- ・休息时间、休日、勤務時間、仕事量などへの配慮
- ・室内の安全と衛生の確保、危害防止基準の厳守
- ・従事者の安全衛生の認識
- ・ボランティアのメンタルケア

オ 安全な食品の確保

毎日の食生活は、健康を維持増進するためにも重要なことは、皆さんすでに十分認識していることですが、主な注意点をあげると次のようになります。

ア) 細菌をつけない

- ・調理や食事の前に、必ず手を洗う
- ・食品の保管中、調理中に汚染しないように、食品ごとに区分して容器に入れる
- ・調理に使用する器具は、清潔なものを使用して、食品ごとに使い分ける
- ・清潔な容器に盛り付ける

イ) 細菌を殖やさない

- ・新鮮なものを購入して、できるだけその日のうちに食べる
- ・食品は、定められた方法、温度で保管する
- ・調理後の食品はできるだけ早く食べる
- ・残った食品は、時間が立ち過ぎたら思いきって捨てる

ウ) 細菌を殺す

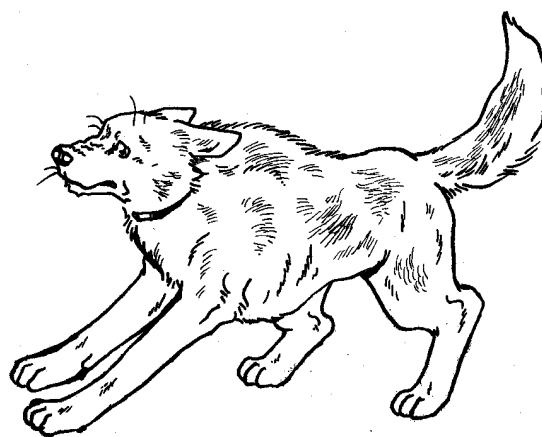
- ・加熱して調理する食品は、十分に加熱する

○こう傷事故歴のある犬への対応

全国のこう傷件数は、1974年には16,564件発生していたものが、毎年減少して2002年には、6,314件と半分以下に減少していますが、痛ましい死亡者は、毎年3～4名と横ばいの傾向を示しています。これは、適正飼養の普及、しつけ方の普及、家族の一員として可愛がることなどによって、犬のストレスが軽減されてきているため、と考えられます。

しかし、犬には「かむ」という習性があることを念頭に置いて接する必要があります。特

に、被災のときに知らない人に管理されたり、限られたスペースの中に他の犬と一緒にいられて、今まで食べ慣れた食事と違うものを与えられる、十分な散歩をしてもらえないなど、異常な状況に置かれたときは、ストレスが増長されて、こう傷事故歴のない犬でもかんでしまうことがあるものです。これらの事故を防止するために、事故歴の有・無を認識できる標識を首輪に付けておいて、誰もが注意することが大切です。



また、こう傷事故を起こすときは、多くの場合吠えたり、目の輝き、背・尾の毛の逆立ちなどにより危険性をあらかじめ知ることができるので、このようなときは、細心の注意が必要です。

○感染症の疑いがある生体の扱い

感染とは、病原体が人又は動物の体内に入って発育又は増殖することをいいます。したがって、人又は動物の中に感染や感染症を引き起こす微生物、すなわち細菌、原虫、スピロヘータ、菌類、ウィルス及びリケッチアが入って発育又は増殖することをいいます。

これらを防止するためには、生体を清潔に保ち、抵抗力を付けるための訓練・予防接種をする必要があります。そのため、地元の獣医師会との連携を強化して、早めの情報入手と予防対策が必要です。

○衛生的な環境の確保

- ・不衛生な環境には、衛生害虫が発生して感染症をまん延する可能性があるため、食品の残りかすなどは放置せずに速やかに処分することが大切です。
- ・身体は常に清潔に保ち、病原体を寄せつけないようにすることが大切です。
- ・関係機関との連携の強化

医師・獣医師との連携を強化して疾病の早期発見・治療が大切です。特に、人と動物の共通感染症の早期発見は大切です。

○ケガをした人への対応

災害の発生した直後は、一致団結して働き大きな成果をあげることができるのですが、時間が経過するにしたがって、疲労や連絡体制の不備、仕事のミスなどによって、労働力が低下し、ケガにつながってしまうものです。

災害のもたらすトラウマ（精神的外傷）は、疲労を加速させることから、十分な休養、気分転換、スタッフの人間関係をよくするための話し合い、業務の再編などが必要になってきます。

トラウマが解消されないままの仕事の継続は、大きなケガ人が出てしまうものです。ケガ人が発生したときは、次の事項を急がなければなりません。

- ① 負傷者の搬送と治療の優先
- ② 代替要員の確保
- ③ 組織のミーティング、スタッフの過重負担の防止
(業務の再編、場合によっては、縮小・廃止)
- ④ 定期的な訓練の実施、連絡体制の確保
- ⑤ 負傷者の心の負担の軽減

負傷者は、仕事の後退及び仲間に対する迷惑を心配して自分を責め、落ち込んでしまうことが考えられます。このようなときは、スタッフ全員で心のケアを側面から支援するよう心がける必要があります。仕事の進行状況、代替要員の確保などを毎日伝えて、治療に専念できる環境を作らないと、完全に治らないうちに職場復帰してしまい、挙句の果てには、再発して完治するまで想像以上に長い時間を必要とすることもあります。

○災害時の基本姿勢

災害は、地震のように突然やってくるものと、台風のように前もって到来を予知できるものがありますが、それに備えて普段から訓練したり用意しておくことが、被害を最小限に食い止めるとともに、素早い対応を可能とします。

① 自分の分担の明確化

多くのスタッフ・専門家の中で、自分に合った分担を明確にしておくことが必要です。分担の明確化によって、情報の入手を容易にして、自分の能力を更に高めることができます。

② 各種事態を想定した対処方法の分析

支援先の分析などが必要。

③ 自前の訓練

現地活動においては、整っているとはいえない環境の中で長時間の労働が強いられることとなることから、「動ける体づくり」や「ストレスの解消法」なども会得することが、現地の活動に役立つことを認識しておくことが必要です。

Ⅸ. 敬語・謙譲語（接遇の参考）

日本語には、敬語として「尊敬語」や「謙譲語」があります。尊敬語は、相手及びそれに係るものを敬って自分及び自分に係るものより高い位置に置いて話す言葉です。謙譲語は、相手及びそれに係るものよりへりくだって自分及び自分に係るものを低い位置に置いて話す言葉です。一対一ならまだしも、自分の目上について相手に伝える時などはかなり複雑になります。

動物愛護推進員にとって使用頻度の高いと思われる言葉を尊敬語や謙譲語にすると、下の表のようになります。

普通の言葉	尊敬語	謙譲語
会う	お会いになる 会われる	お目にかかる
言う	おっしゃる・言われる	申し上げる
いる	いらっしゃる	おる
断る	お断りになられる	お断り申し上げます
知っている	ご存知でいらっしゃる	存じ上げる・うけたまわる
訪ねる	お訪ねになる・お訪ね下さる	伺う・お伺いする
食べる	めしあがる	いただく・ちょうだいする
電話をする	お電話をおかけになる	お電話をさしあげる
動物を飼っている	動物を飼っていらっしゃる	動物を飼っております
待つ	お待ちいただく・お待ちになる	お待ち申し上げます
連絡をする	ご連絡をなさる	ご連絡をさしあげる
～さんはいますか	～さんはいらっしゃいますか	～はおりますでしょうか

また、相手に対する敬意のつもりでも、相手の飼養動物に対して「おねこちゃまは何をめしあがりますか。」などという日本語は不自然です。

しかし、基本的には、尊敬語や謙譲語が駆使できるということよりも、穏やかな普通の日本語で、礼儀正しく正確な表現ができることが大切です。

X. 参考資料

1. 主な人と動物の共通感染症

	病名	対象動物	主な感染経路	動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の種類(**)
ウ イ ル ス	エボラ出血熱*	サル類、終末宿主はチンパンジー	直接接触（血液、体液、糞便、尿、吐物）	サル類：元気消失、沈うつ、食欲廃絶、出血斑（胸部、上腕内側、大腿部）、肝機能障害 感染後6～10日で100%死亡	突然の高熱、眼結膜炎、咽頭痛、関節痛、筋肉痛、頭痛、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢、消化管出血傾向、黄疸、肝機能障害、多臓器不全	現在のところ対症療法以外には特異的効能を示す薬剤は無い 獣医師の届出義務	1 類 感染症
	マールブルグ病*	サル類、終末宿主は霊長類	直接（血液、尿、糞便、吐物）	サル類：感染後3週間程度で発症。出血熱。100%死亡	突然の高熱、頭痛、筋肉痛、胃腸障害、吐気、嘔吐、頻繁な水様下痢、鼻口腔・消化管出血、肝臓障害、肺炎		
	ラッサ熱*	マストミス（げっ歯類）	直接（咬傷、尿、糞便、体液、血液、吐物） 飛沫（塵埃）	不明	発熱と倦怠感、高熱、頭痛、筋肉痛、腹痛、下痢、発疹、重症では出血傾向	通常ではヒト→ヒトへの感染はない	
	クリミア・コンゴ出血熱*	野生哺乳類や家畜（ウシ、ウサギ、ヒツジ等）、鳥類	直接（咬傷、血液、体液、吐物） 直接接触 媒介：マダニ	ウイルス血症を起こすが発病しない	突然40℃を超える発熱、頭痛、筋肉痛、上部腹痛、結膜炎、口中の出血、下痢、肝機能障害	通常ではヒト→ヒトへの感染はない	
	狂犬病	犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク、吸血コウモリ、ハムスター	直接（咬傷）	よだれ、意識障害、狂躁又は全身麻痺、昏睡後死亡（100%）	不安感、恐水症状、興奮、麻痺などの神経症状、発症後は昏睡、呼吸障害、死亡（100%）	犬：年1回の予防接種の法義務 ヒト：咬傷時石鹸で洗浄→ワクチン接種 獣医師の届出義務（狂犬病予防法）	
	腎症候性出血熱（HFRS）	野ネズミ、ドブネズミ、高麗セズネズミ、ヤチネズミ等	直接（咬傷、尿、糞便） 飛沫	無症状（げっ歯類）	ハンタ型のウイルスは重症のHFRSを起こす。突然の発熱、頭痛、腹痛、出血傾向、腎不全	ウイルス株により感染性に違いがある。通常ではヒト→ヒトへの感染はない	
細 菌	Bウイルス病*	東南アジア産マカカ属サル類（カニクイザル等）	直接（咬傷、引っかき傷、だ液）	口腔粘膜の水疱、重篤な病気は起きない	傷口の発赤、腫脹、水疱形成、頭痛、嚥下困難、麻痺等の脳神経症状、発熱、脳炎症状を起こす		4 類 感染症
	ウエストナイル熱/脳炎*	野鳥、ウマ、その他哺乳類（犬、猫、コウモリ、リス、スカンク、ウサギ）	直接（咬傷） 媒介：蚊（イエカ、コガタアカイエカ）	鳥類：通常は症状を示さない。大型猛禽類、カラス、カケス、サギ類等で感受性高。ニワトリ、スズメ等小型鳥類は感受性が低い。犬、猫等小動物はひどい症状は起こさない。ウマでは致死的な脳炎を起こすことがある	突然の発熱(39℃以上)、頭痛、筋肉痛、時に消化器症状、リンパ節腫脹、発疹（胸、背、上肢）、多くは1週間で回復、倦怠感が残ることも多い	約80%が不顕性感染 ヒト→ヒト感染はない 獣医師の届出義務	
	ベスト*	げっ歯類	腺ベスト：直接（咬傷） 肺ベスト：飛沫（吸入） 媒介：ノミ	猫以外はほとんど無症状	腺ベスト：ヒトベストの80～90%を占める。発熱、頭痛、リンパ腺腫脹、自潰、敗血症→高熱 肺ベスト：高熱、咳、漿液性血瘍、重症の肺炎。 腺ベストからの移行。ベスト患者	腺ベストは膿に触れなければヒト→ヒトへの感染はない。肺ベストの極期は強い感染力を有す。わが国においては1926年以降ベスト患者の報告なし	
菌	細菌性赤痢	霊長類	経口（飲食物を介して。患者、保菌者の糞便）	発熱、下痢、急性大腸炎	急激な発熱、下痢、しぶり腹、急性大腸炎（粘血便）	サルが下痢をしたら注意。本来はヒトの病気。獣医師の届出義務	2 類 感染症
	腸管出血性大腸菌感染症	ウシ、ヒツジ、シカ	経口（飲食物を介して）	無症状	腹痛、水様性下痢、血便、溶血性尿毒症症候群。 乳幼児、高齢者は重篤傾向		3 類 感染症
	ブルセラ症	犬、ウシ、ヤギ、ブタ、ヒツジ	接触（血液、乳汁、尿、胎盤）	流産、精巣炎、陰囊皮膚炎	インフルエンザ様症状、波状熱	流産した犬は要注意（獣医師の検診を）	4 類 感染症

	病名	対象動物	主な感染経路	動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の類型(**)
細菌	野兔病	野生げっ歯類(ウサギ、ネズミ)、野鳥	直接接触(血液) 間接(蚊、サンバエ、アブ、マダニ) 経口(汚染生水、野ウサギの調理不十分)	不明	発熱、悪寒、関節痛、菌の侵入箇所のリンパ節腫脹	ヒト→ヒト感染はない。最近では外国の飼育下のハムスター、プレーリードッグの感染報告あり	4類感染症
	レプトスピラ症	犬、ネズミ、家畜(ウシ、ブタ等)	経皮(尿に接触、たまたに経口)	腎炎。げっ歯類は無症状が多い	発熱、筋肉痛、眼球粘膜炎、出血、黄疸、出血	犬ワクチン有効、水系環境要注意、乾燥は予防に有効	4類感染症
	パスツレラ症	犬、猫、家畜(ウシ、ブタ等)	直接(咬傷、引っかき傷)	無症状が多い	傷口が腫れて痛む。軽症。発症した場合は上部気道炎、気管支炎、肺炎を起こすこともある。死亡例なし。予後良好	犬、猫の口腔内正常細菌叢。菌の保有率：犬75%、猫97%(猫の爪20%) 傷は石鹸でよく洗浄	—
	サルモネラ症	犬、猫、ニワトリ、ミドリガメ、家畜(ウシ、ブタ等)	経口(飲食物を介して)	無症状が多い	発熱、下痢、嘔吐等の急性胃腸炎	特にカメなど爬虫類の保菌率は高い	—
	カンピロバクター症	犬、猫、鳥類	経口(飲食物を介して)	無症状が多い	発熱、粘血便を伴う腸炎		—
	仮性結核	犬、猫、霊長類、偶蹄類	経口(飲食物を介して)	無症状が多い	胃腸炎、虫垂炎、泉熱様疾患、発熱、発疹		—
	エルシニア・エンテロコリチカ感染症	犬、猫、ネズミ、ブタ	経口(飲食物を介して)	無症状が多い	頭痛、咳、咽頭痛などのかぜ様症状、腹痛、吐気、嘔吐、胃腸炎、下痢、虫垂炎、関節炎		—
	ねこひっかき病	猫	直接(咬傷、引っかき傷)	無症状が多い	リンパ節の腫れ、発熱、ほとんど軽症	特に子猫は注意	—
リケッチア・クラミジア	Q熱	野生動物、鳥類、ウシ、ヤギ(偶蹄類)、愛玩動物	直接(経口)、吸入(汚染塵埃、汚染獣皮、汚染毛皮類、乳汁、尿、糞便)、胎盤	無症状が多い、流産	インフルエンザ様症状、悪寒、戦慄を伴う急激な発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠、気管支炎、肝炎、髄膜炎、心内膜炎	ダニからの感染も有	4類感染症
	オウム病	鳥類(セキセイインコ、オウム、ハト等)	吸入(糞便、だ液)	下痢、元気消失。ヒナや若鳥では症状が重く、成鳥では無症状が多い	インフルエンザ様症状、突然の発熱、咳嗽、全身倦怠感、食欲不振、筋肉痛、頭痛、関節痛	口移しでの餌やり禁止	—
原虫	トキソプラズマ症	猫、犬、家畜(ブタ、ヒツジ)	経口	猫：全身感染、肺炎、腸炎、脳炎 犬：下痢、ジステンパー類似症状	不顕性感染がほとんど。急性の場合、発熱、脈絡網膜炎、脳症状。 先天性の場合、上記症状以外に脳水腫、水頭症、発育障害	無症状感染も多い。妊婦は特に注意	—
真菌	真菌症(皮膚糸状菌症)	犬、猫	接触	脱毛、フケの発生、皮膚の肥厚、痂皮形成	軽度の脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う	感染動物は隔離、治療。部屋の清掃は必要	—
寄生虫	エキノコックス症	犬、キツネ	経口(飲食物を介して虫卵が口に入る) 媒介：ネズミ	無症状が多い	上腹部の不快感、膨満感、腹痛、肝機能障害、腹水、黄疸、重度の肝機能不全	人では10年以上経っての発症もある。 獣医師の届出義務	4類感染症
	回虫症(幼虫移行症)	犬、猫	経口(糞便中の虫卵が口に入る)	子犬、子猫：食欲不振、下痢、おう吐 成犬、成猫：無症状が多い	幼児で肝臓、脳、目等に障害	犬、猫に触ったり、砂場等で遊んだ後の手洗い励行	—
	疥癬症	犬、猫	接触	皮膚の強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱毛		—

*印：わが国で病原体がまだ、もしくは長期間発見されていない病気

**印：感染症の類型

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性と対応の内容及び必要度により、その高い順に1類から4類に区分、類型化されている。

【参考文献・資料・ホームページ】

1. 動物由来感染症ハンドブック：厚生労働省健康局結核感染症課編、2002
2. 動物由来感染症：厚生省生活衛生局乳肉衛生課編
3. 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
4. 厚生労働省検疫所 <http://www.forth.go.jp/>
5. 国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.gov.jp/index-j.html>
6. 人と動物の共通感染症研究会 <http://www.hdkkk.net/>

2. 代表的な消毒方法と特性

消毒法(消毒薬)	消毒方法	特 性	対象微生物	代表的薬剤名(製品名)
熱水消毒	80℃、 10分間以上	<ul style="list-style-type: none"> • 簡単、安価、残留性無 • より高温、長時間で高効果あり • 熱に弱い素材には不適 ※食器、布類、床、壁等に適	一般細菌に有効 (条件によりウイルス等 にも有効) 芽胞は無効	
煮沸法(消毒)	沸騰水中、 15分間以上	<ul style="list-style-type: none"> • 簡単、安価、残留性無 • より長時間で確実性があがる • 熱に弱い素材には不適 ※ガラスや金属製の食器、器具、布類等に適	細菌、真菌、ウイルスに 有効 (芽胞細菌は無効)	
逆性石けん	洗浄、浸漬	<ul style="list-style-type: none"> • 低毒性、分解しにくい(安定性) • 手指などの使用に適 • 布類の消毒には不適 • 有機物により効果低下 ※手指、皮膚、床、壁、器具等に適	細菌に有効(MRSA 含) ウイルスに無効	塩化ベンザルコニウム
アルコール類	塗布、噴霧	<ul style="list-style-type: none"> • 低毒性、使用法簡易 • 汚れを残さない(脱脂作用) • 引火性有、蒸発性高い • プラスチック、ゴムの一部を変質 ※手指、皮膚、ガラスや金属の器具の表面等に適	細菌、真菌、ウイルスに 有効 芽胞、一部のウイルスに 無効	消毒用エタノール

【参考文献・資料・ホームページ】

1. 消毒と滅菌のガイドライン：厚生省保健医療局結核感染症課監修、ヘルス出版、1999
2. 伝染病予防必携—第2版補訂版—：(財)日本公衆衛生協会、1979
3. 愛知県衛生研究所 <http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/>

動物愛護推進員を養成するための教材マニュアル

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100—8975 東京都千代田区霞ヶ関 1—2—2

電話：03—3581—3351(代)

請負者：社団法人 日本愛玩動物協会

〒160—0016 東京都新宿区信濃町 8—1

電話：03—3355—7855

FAX：03—3355—7880

発行：2005年3月

【マニュアル検討会委員（50音順）】

委員長 猪 俣 治太郎（元 栃 木 県 動 物 愛 護 指 導 セ ン タ ー 所 長）
佐 竹 浩 之（東 京 都 健 康 局 地 域 保 健 部 環 境 衛 生 課 動 物 管 理 係 長）
武 部 正 美（武 部 獣 医 科 病 院 院 長）
沼 田 一 三（兵 庫 県 龍 野 健 康 福 祉 事 務 所 主 幹）
山 崎 いく子（社 団 法 人 日 本 愛 玩 動 物 協 会 常 任 理 事）

【イラスト】 齊 藤 幸 子

*無断で本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

*本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準に適合する再生紙を利用しています。